海外漁業協力

No. 95

2021.6

公益財団法人　海外漁業協力財団

世界の魚市場

パプアニューギニア独立国　マヌス島の魚市場

マヌス州は、パプアニューギニア独立国の全22州の中でNCD（National Capital District）に次いで二番目に小さな州である。ニューギニア島の北側に位置するBismark海に浮かぶ島々から構成されており、主な産業はココナッツとカカオの栽培及びナマコ漁である。少し古い数字になるが、人口60,485人[i]で、そのうち8,882人[i]（約15%）が州都のロレンガウ（Lorengau）市に住んでいる。

ロレンガウ市は、マヌス州の中で最大の島であるマヌス島（面積2,100km^2 、人口は45,646人[i]）の東岸に位置する。首都ポートモレスビーからは直行便が飛んでおり、通常１時間半ほどで行くことができる。同市には、海外漁業協力財団（以下「OFCF」という。）が製氷機や冷凍庫等を整備したマヌス漁業センター（Manus Fisheries Centre）がある。

同市の公設市場（Manus Main Market）の中に、今回紹介する魚市場がある。ここで扱われているのは小型の魚が多く、鮮魚の販売（氷は使われていない。）と同時に燻製魚の販売も行われている。そのすぐ隣ではお惣菜（サゴヤシ澱粉で作った餅に似た食べ物）も売られており、小型魚の燻製１～２尾とこのお惣菜を同時に買っても10キナ（約300円）以下で済むので、庶民のお昼ご飯や夕ご飯になったりする。

一方、大型の魚はマヌス州水産局管理下にあるマヌス漁業センターに持ち込まれ（漁師が売りに来る。）、冷凍された後にニューギニア島の山岳地方（Highlands Region）であるマウントハーゲン（Mount Hagen）に空輸されている。マヌス島では山岳地方から生鮮野菜を国内輸送しており、その帰路に海産魚を運んでいるのである。

昨年度OFCFは、水産公社（National Fisheries Authority）からの要請を受け、地域巡回機能回復等推進事業（Fisheries Development Assistance for Pacific Island Nations：FDAPIN）の 枠組みの下、同センターにブロック型製氷機及びポストハーベスト関連資材を提供し、施設管理者に機材運用の技術指導及び施設運営に関する助言を行う協力を実施した。

i　2011年に実施された国勢調査による統計。パプアニューギニア独立国の国勢調査は10年ごとに実施されており、公表されているデータでは2011年のものが最新である。

公設市場。魚売り場は別棟にある。

公設市場で売られる燻製魚（左）と鮮魚（右）

大型の魚はマヌス漁業センターに
持ち込まれる。写真は計量の様子。

冷凍庫の中には、加工済みの魚と輸送用の
パッキングがずらりと並ぶ（マヌス漁業センター）。

目　　次

世界の魚市場

パプアニューギニア独立国　マヌス島の魚市場

財団トピックス

2021年度の財団事業について …… 2

特集・アドバイザー活動報告

持続的海洋水産資源利用体制確立事業
タンザニア連合共和国　アドバイザー報告 …… 5

プロジェクト報告

2020年度 環境対策技術支援事業 ECO-冷媒プロジェクト結果報告 …… 21

マダガスカル共和国における拠点機能回復等推進事業
タザラ船主組合水産施設修復プロジェクト報告 …… 25

活動報告

FFAプロモーションファンド 第14回合同委員会報告 …… 31

新入職員紹介

国際交流の経験から学んだこと …… 33

大学での経験と今後の抱負 …… 36

主な動き

地域水産物新規流通発掘調査事業、専門家派遣（長期派遣）…… 40

政府ベースの漁業協力

無償資金協力、Web会議、漁業交渉・国際会議 …… 41

編集後記

表紙の写真：パプアニューギニア独立国　活気溢れるマヌス島の魚市場内

2021年度の財団事業について

総務部長　坂田 重登

1．はじめに

世界中で社会経済に深刻な影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種が徐々に始まってはいるものの、その対策は道半ばであり、一方で、変異株が猛威を振るうなど未だ収束の兆しは見えません（執筆時）。

前年度（2020年度）は、海外との往来が厳しく制限されたことから、海外漁業協力財団（以下「財団」という。）の事業は大きな影響を受けました。関係沿岸国で実施している技術協力事業は、メールやリモート会議ソフト等の通信手段を駆使して技術指導を行うことにより、概ね計画を達成することができましたが、要人招請や研修事業などはほとんど実施できない状況でした。一方で、フライトが途絶えたこともあり、海外派遣中の専門家の中には、帰国せずに任国での厳しい環境の下で業務を継続し、そのことで日本との協力の数少ない窓口としてプレゼンスを発揮したケースもありました。ある国とリモートで覚書署名を行った際、先方の水産担当次官から、コロナ禍の中、協力を継続してくれているのは財団（日本）だけであるとの感謝の言葉もありました。

財団の事業は、専門家による海外の現場での技術移転など、人との交流を含めた対面での実施により協力の効果が大きく発揮されます。新型コロナウイルス感染症の動静は、今後とも予断を許さない状況ではありますが、財団の今年度（2021年度）事業につきましては、コロナ禍前のレベルの内容をフルに実施できるよう予算措置を講じています。海外との往来が今後も制限され得る状況も想定し、対面実施が不可能な場合は、前年度に培ったリモート手段による実施のノウハウも駆使しながら、協力の効果が薄まることのないよう取り組んでまいります。

実施する事業内容にこれまでと大きな違いはありませんが、今年度は財団独自財源で実施する事業（単独事業）を拡充することにより、関係者の要望に一層柔軟に対応するとともに、専門家の活動の幅を広げられるような予算としました。

2021年度　技術協力事業予算　（単位：千円）

事　業　名	2021年度	前年度	増　減
（補助事業）			
海外漁業協力強化推進事業	585,443	549,487	35,956
持続的海洋水産資源利用体制確立事業	258,959	258,959	0
（委託事業）			
地域水産物新規流通発掘調査事業	0	33,042	△33,042
科学オブザーバー調査分析事業	212,097	181,931	30,166
（単独事業）			
要人招請、漁業取極交渉支援他	141,798	95,525	46,273
計	1,198,297	1,118,944	79,353

2021年度の事業計画に関しては、本年３月に理事会の決議を経て評議員会で承認されましたので、技術協力事業及び貸付事業について、以下その概要をご紹介します。

２．事業紹介

（１）技術協力事業

（補助事業）

国から補助を受け実施する事業で、その一つが関係国の漁業開発を目的とする「海外漁業協力強化推進事業」です。

この事業は６つのコンポーネントで構成されており、各事業の内容は次のとおりです。今年度から１つメニューが追加され、その分の予算が拡充されました。

① 太平洋島嶼国やアフリカ諸国を対象とした製氷機や冷蔵庫、漁船などの水産関連施設の修理修復及び技術移転、また、そのための専門家派遣

② 沿岸漁業開発や増養殖振興などの漁業開発プロジェクトを実施するための専門家派遣及び資機材の供与

③ 国際機関の資源管理措置に関連するアドバイスを行う専門家の派遣

④ 海外からの研修生を対象とした資源管理や漁撈技術に関する研修

⑤ 太平洋島嶼国の水産関連施設で使用されている特定フロン（オゾン層の破壊原因物質）対策と今後の対応に関する提言（ECO-冷媒プロジェクト）

⑥ 太平洋島嶼国において、未利用・低利用となっている、または需要が減退している水産物を活用した、加工品等の開発や実証的な販路の調査（これは、前年度まで国の委託事業として実施していた「地域水産物新規流通発掘調査事業」を補助事業に組み入れ、発展的に事業展開するもの）

もう一つの補助事業は、「持続的海洋水産資源利用体制確立事業」です。この事業では、まぐろ類や鯨類等海洋水産資源の持続的利用に係る国際社会の理解を深めるため専門家（アドバイザー）を関係国等に派遣し、持続的利用に関する考え方について働きかけ、持続的利用の支持国の維持、拡大を図ります。2021年度も11の国[i]と１国際機関[ii]に専門家を派遣する予定です。

（委託事業）

国から委託を受け実施する事業で、今年度は、「科学オブザーバー調査分析事業」の１件のみです。かつお・まぐろ類を管理する地域漁業管理機関が決定した資源管理措置を履行するため、財団が育成した科学オブザーバーを我が国漁船に乗船させ、必要なデータを収集する事業です。今年度は、地域漁業管理機関が科学オブザーバーによる調査を補完する手段等として推し進めている「電子モニタリングシステムの導入・運用試験」が新たに加わっており、予算が拡充されています。

なお、前年度まで実施していた「地域水産物新規流通発掘調査事業」は、前述のとおり補助事業に組み込まれ、対象国において実証的に実施することとなりました。

（単独事業）

財団の独自財源により実施する事業で、補助事業では対応できないような、我が国漁業者や関係国の要望に、即応的かつ柔軟に対応するための事業です。冒頭記載のとおり予算を拡充しています。

i カーボベルデ、カメルーン、キリバス、サントメ・プリンシペ、ソロモン、タンザニア、ツバル、ナウル、パプアニューギニア、パラオ、マーシャル（国名は全て通称）

ii ATLAFCO（大西洋沿岸アフリカ諸国漁業協力閣僚会議）

海外から水産関係の要人を我が国に招き、関係業界との親交を深め友好関係を促進させるための要人招請は、招請者数の枠を増やしました。我が国政府や民間団体が相手国政府と行う漁業取極交渉の側面的支援では、相手国政府から小口の機材供与や調査などの要望があった場合に対応できるよう予算措置を講じました。さらに、「持続的海洋水産資源利用体制確立事業」で派遣する専門家が、その活動をより円滑かつ効果的に実施するために必要な資機材を相手国に供与するためなどの予算を措置しました。

その他、現地で技術指導を行う専門家を安定的に確保し育成する事業、相手国政府や関係業界の要望を踏まえて専門家を派遣し協力の可能性について調査する協力可能性調査、有識者による事業評価、財団の事業を一般に紹介するため年４回刊行している情報誌「海外漁業協力」（本誌）の制作などで、全体で４千万円を超える拡充となっています。

（２）貸付事業

貸付事業では、我が国の海外漁場確保及び我が国への水産物の安定供給との関連で実施される海外漁業協力事業に必要な資金を低利又は無利子で融資し、関係沿岸国の漁業振興及び国際的な資源管理の推進並びに我が国への水産物の安定供給に貢献します。なお、2021年度から低利融資における外貨貸付の利率を、「年２.０％以上」から「年１.０％以上」に引き下げました。

３．さいごに

コロナ禍の影響で、この一年間で財団のリモート環境が急速に整備され、協力の相手国である途上国とのリモートでの会議も比較的スムーズに行えるようになりました。また、現在、漁業関係の国際会議や二国間の漁業協議もほとんどがリモートで開催されています。

しかしながら、デリケートな交渉事や協議が行き詰まった場合などは、やはり顔を突き合わせた協議でないと話を先に進めることは難しいとの声も多く聞かれます。昨年開催された二国間の漁業協議では、入漁料などの入漁条件が変更されることなく現行条件のまま翌年度に持ち越された例も多く、また、太平洋諸島フォーラム（Pacific Islands Forum：以下「PIF」という。）の次期事務局長選出のリモートでの投票結果が、その後のPIF体制に大きな影を落とす結果となっており、リモートでの協議の難しさを物語っています。

財団がこれまで培ってきた関係国との信頼関係は、現場で直接人と接することで築き上げてきた成果です。海外の現場では今でも多くの専門家や駐在員が活動中です。財団としては、コロナ禍が続き海外への渡航が困難となった場合であっても、彼らの安全を確保しつつ、関係国との連携を強化し、公益法人としての使命を果たすべく尽力していく所存です。

引き続き、関係の皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

持続的海洋水産資源利用体制確立事業
タンザニア連合共和国　アドバイザー報告

専門家　長谷　宏司

1.はじめに

私がまだ国際協力が何たるかも理解していなかった頃、どこかで聞いたか読んだかしたベテラン専門家の言葉が心に残っている。「国際協力に携わる専門家とは、プロのハンターであり、獲物が通るだろう道筋の先々に、数々の罠を仕掛ける名人である。しかも、獲物が罠に掛かったことさえ気付かせない技の持ち主である」。若かりし当時は、この意味がよく分からなかったが、いつからかこの言葉は私の専門家としての心得のようなものとなっていった。

2018年３月、私は東アフリカに位置するタンザニア連合共和国（以下「タンザニア」という。）の畜産漁業省に、持続的海洋水産資源利用体制確立事業に係るアドバイザーとして海外漁業協力財団（以下「OFCF」という。）より派遣された。本活動報告は、赴任から今日までの３年間の現地における様々な活動をほぼ時系列で報告するものである。なお、筆者の任務「水産資源の持続的利用についての助言」により期待される成果は、「国際社会の中で、タンザニア政府が引続き水産資源の持続的利用について我が国政府と価値観を共有し、共栄のため共に歩んで行けるよう、良好な関係を維持・発展させる」ことである。

2．丸腰の専門家

たいていの被援助国は、ヒト、モノ、カネの３点セットをどのくらいドナーから引っ張ってこられるかが最大の関心事なので、「ヒト」だけ預けられた漁業省は明らかに戸惑っていた。外国人専門家の受け入れが初めてであったことも不安を抱かせたかも知れない。そんなこともあってか、着任後なかなかデスクも与えられずにいたので、ここは前向きに捉えて、先ずは任国の水産現場を知るために、親しくなった漁業省職員から紹介してもらった各地の職員たちを頼って現場見学を重ねることにした。訪問を受ける方も、遠方からはるばる教えを請いに来た私を無下に扱う訳にはいかず、懐に飛び込んできた私に惜しげもなく様々な現場を見せて情報を共有してくれた。これは、一般的なドナー諸国の関係者らがなかなか現場まで降りて話を聞きに来ないところ、この日本人なら現場のニーズを真に反映した協力を考えてくれるのではないかという、ささやかな希望を抱かせたためかも知れない。アドバイザーは、コンサルタント的な役割であるため、相手の置かれている状況と課題を十分に把握するまでは実に無力な存在である。また、相手が相談したいと思わせるには、ある程度の信頼関係構築も不可欠である。私は丸腰なりに仕事を探した。

赴任間もなく参加したイベントで、現地の日本大使館から当時の畜産漁業大臣やタンザニアにおける国連機関の代表らに、私を日本から来た水産専門家として紹介していただき、活動の足掛かりを得ることができた。ちょうどその頃、日本政府による「補正予算案件」で、沿岸と湖における違法な漁の取締りのためのスピードボートを何隻か供与する可能性が高まっており、複数の当地国連機関が同様の案件化を競っていた。大使館からも適切なボートの供与計画について助言を求められたので、各地の水産現場の現状把握の一環として、既存の取締船運用状況についても調査することにした。

私の最初の任地となった首都ドドマは、1996年にダルエスサラームから首都を移されたものの未だ開発が進んでおらず、また内陸部のため

水産の現場には乏しかった。そんなドドマで一軒家を借りて帯同家族と番犬と共に暮らし始めたが、庭にはよくサソリ、ヘビ、カメレオンが遊びに来るというような大陸のワイルドさが残っていた。さて、最初に選んだ見学（視察と言う目線ではない。）の地は、アフリカ最大の湖、ビクトリア湖湖畔のムワンザである。ビクトリア湖はタンザニア、隣国のケニア共和国（以下「ケニア」という。）、そしてウガンダ共和国に囲まれている。３か国が湖上に引かれた国境線で湖面積を分け合っており、湖の約半分がタンザニアに属している。

タンザニア連合共和国地図（外務省HPを加工）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/tanzania/index.html

３．現場から学ぶ

2018年５月、漁業省ムワンザ支部を訪問し、滞在中の見学先へのアレンジを依頼した。この支部には本邦研修を受けた親日的な職員もいて協力を得易く、併設された国立水産物試験センターの見学が許された。ここではEU等への厳しい輸出基準を満たすために、博士号を持つ複数の職員が定期的な残留重金属測定などの品質検査に従事していた。普通、このような検査機関には外国人を立ち入らせたがらないものだが、同僚としてみなしてくれたのだろう。早速、古参職員がナイルパーチ（スズキ科の大型淡水魚）の水産加工場への抜き打ち検査に同行させてくれるというので私は心が躍った。

ナイルパーチをフィレーに加工する工程

加工場に着くと、管理職員らから歓迎されたので、抜打ち検査とは名ばかりの訪問だったのだろう。ともあれ、突然の訪問が許されたのは、やはり監督機関からの要請であったからだと思われる。同加工場は、ムワンザで２番目の規模の民間企業（Nile Perch Fishery Limited）が運営している。責任者らによると、ナイルパーチの切り身を１日あたり35～40t輸出しており、その65％がEU、20％が中東、15％が日本を含むその他地域向けだという。我が国へは、月あたり約25tを卸しているが、以前は月あたり200t卸していたこともあったそうだ。皆様も一度は、コンビニ弁当の白身魚や、ファミレスで提供されたものを食べたことがあるかも知れない。加工場責任者のセールストークから、「日本は、マグロ１匹を何万ドルででも買うのだから、ナイルパーチも、もっと高く買ってくれないか？」という冗談が飛び出す。彼らにとって、日本人のマグロ好きは奇異に思えるのであろう。この工場ではナイルパーチが搬入されるところから、加工されて冷凍されるまでの全ての工程が見学できた。工場の外では冷凍コンテナを積載した大型トレーラーがスタンバイしており、なるほど外貨を稼ぐ水産物の輸出は

かくもシステマティックなものなのかと感心させられた。しかし、海産の水産物における輸出規模は、淡水ものと比してまだまだ小さく、そこに、タンザニアの水産振興の伸びしろがあるように感じた。その夜、私は内陸部の任地ドドマでは見たこともない新鮮で肉厚なナイルパーチを頬張りながら、次の現場としてキゴマへの見学を考えていた。

EU輸出用の梱包済みフィレー。開封検査を行っている。

4．湖賊が出没するタンガニーカ湖

2018年８月、キゴマを訪問した。キゴマはタンザニア最西部の都市で、タンガニーカ湖の東岸に位置している。タンザニアがブルンジ共和国（以下「ブルンジ」という。）及びコンゴ民主共和国（以下「コンゴ民」という。）と湖上で国境を交えるタンガニーカ湖は、約１万年前に形成された、南北に673㎞、東西に最大73㎞、最深深度1470ｍ、面積33万㎢（琵琶湖の約49倍）を誇る湖で、総漁獲高は年間約20万t、漁業に直接関わる人々は約10万人と見積もられている。特にダガーと呼ばれるニシン科の小魚（*Stolothrissa tanganicae*等）は、夜間に集光機を使用しまき網で捕獲された後に天日干しされ、国内消費だけでなく、コンゴ民、ブルンジ、ザンビア共和国などの近隣アフリカ諸国や、ＥＵ、米国、オーストラリアにまで輸出されているが、なぜかアジア圏からは殆ど引き合いがない。我が家では佃煮にして食べており、日本のものと比べても全く遜色なく旨いと思うのだが。

天日干しされるダガー

以前、当地大使館から、タンザニア漁民がコンゴ民の海賊ならぬ湖賊から襲撃を受けていると聞いていたので、その事実関係を直接、被害を受けたキゴマの漁民からの聞き取りにより確認した。その被害の事例を２件紹介したい。

事例①：夜９時頃、漁をしていたところ、暗闇から小型船が近づいてきて、コンゴ民人と思われる銃を所持した三人組の男たちに脅迫された。抵抗しなかったので、負傷者はなし。被害後、漂流していたところ、仲間の船に救助された。強奪された品は、購入してまだ２か月のヤマハ船外機（60馬力）。被害総額は約400万シリング（約２千ドル）。

事例②：夜11時頃、漁をしていたところ、暗闇から小型船が近づいてきて、コンゴ民人と思われる銃とナイフを所持した３人組の男たちに脅迫された。抵抗しなかったので、負傷者はなし。被害後、漂流していたところ、仲間の船に救助された。強奪された品は、ヤマハ船外機（40馬力）、ガソリン（100ℓ）、バッテリー（２個）、携帯電話（４個）、漁獲した魚。

どちらの被害者からも、「湖賊はいつどこに現れるか分からず、対策の取りようがないので、ボートでパトロールして欲しい」という、切実な要望が述べられた。

漁業省は、キゴマを優先的に取締船（スピー

ドボート）を配備すべき地域の１つとして認識しており、その認識が極めて妥当であることを現場で確認することができた。また地理的条件から、主にコンゴ民人によるものと思われる湖賊行為のみならず、違法移民や密輸などがタンガニーカ湖上で恒常的に起きている。それらの取締を強化すべく、当地の海上警察は、６年前にUSAID（アメリカ合衆国国際開発庁）から３隻のスピードボートの供与を受けている。海上警察の所長によると、２年ほど前からの集中的な取締により、それらの違法行為は激減したとの由であったが、実際はそうでもない様子であることが、先の漁民らからの聞き取りで判明した。同行してくれた漁業省キゴマ事務所代表に、「海上警察の話と違うみたいだね」と言うと、「そりゃ、警察は犯罪が起きていることは認めたがらないからね」と、あっさり。どうりで警察所長に湖賊の取締事例の記録を求めても、出してくれなかった訳だ。この経験は、１つの事象は必ず別のソースから裏を取る重要性を教えてくれた。同代表によると、このような湖賊による被害は、キゴマ周辺だけで月平均で２件程度起きているとのことであった。決して少ない数ではないし、この状況は、過激化予防と人間の安全保障上の観点からも放置できないのではなかろうか。この現場には、日本がスピードボートの供与などを通して援助効果の高い支援を繰り出す余地があると感じ、当地大使館にも情報共有しておいた。

タンガニーカ湖の漁船

５．ボートもマンパワーもある場所で、なぜ十分な取締りができていないのか

ここで、各地を見学して見えてきた問題の本質について、「適正機材」を選定する過程を紹介するためにも少し詳細に述べさせていただきたい。漁業省も移民局も税関も、みんな取締船を所持した経験がある。当初は当事者もドナーも意気込んで、見栄えも良いスペックの高いボートを導入する。しかしながら、現地での整備が困難な機種であることや、必要以上に馬力が高いために燃料費が賄えないことから、結局数年で放置されるに至るケースが殆どであると見受けられた。漁業省の取締船のオペレーション経験は10年以上になるため、取締技術に関してはドナーが想像しているよりも高い実力を今も備えているし、目立ったマンパワーの不足も見られない。不足しているのは、「燃料費」のみである。例えば漁業省キゴマ事務所に昨年ついた年間の燃料費は、わずか300ℓ分である。同事務所に配備されている唯一の取締船に装備されている200馬力のツインエンジンで運用すれば、２時間のパトロールで１年分の燃料費を使い切ることになる。赴任間もない頃は、この辺の情報を聞いてもなかなか実態が分からなかったが、漁業省の仲間と認められ始めた頃から、対外的に都合の悪い内部事情についてもオープンに話してくれる人物が増えてきた。調査団などの部外者が突然やってきて聞き取ると、情報の精度が落ちるのはこのせいだろう。

漁業省の違法操業取締り責任者は、これらの過去の反省を踏まえ、「30馬力程度の船外機を装備した、メンテナンスも簡易で燃費の良い、非常にシンプルな小型FRP船（繊維強化プラスチック船）の早急な配備」を求めている。このスペックに改めれば、先述のキゴマでは、同じ300ℓでも18時間程度のパトロールが可能とな

り、少なくとも毎月１回１時間余りのパトロールに出られることから、違法操業の抑止効果としてワークすると考えられる。パトロールは、むしろ不定期に行うのが効果的である。海上警察も同様の課題を抱えており、キャンペーン期間で特別に予算がついた時を除いて取締船を出し難いため、漁業省にこのようなスピードボートが配備されれば、警察官が同乗して取締に協力することも見込まれる。

繰り返しになるが、このように極めてシンプルなスピードボートを所持するということは、彼らが従来の特殊で費用の嵩むメンテナンスから解放され、限られた自前の燃料費でも、効果的な取締りオペレーションが、彼らの取締史上初めて「持続的にワークする」ことを意味する。また、ハンドル式のボートは、たいてい舵の不具合を契機に放置されるため、船外機に直接取り付けられた舵（ティラーハンドル式）が望ましいことも現場から学べた。また、救命胴衣以外の装備品（GPS、無線、双眼鏡など）は、たいていすぐに故障して修理されないので、一切必要ない。あれば望ましいのは、せいぜい赤色灯と音声拡声器くらいであることが各地の現場での聞き取りで分かった。私は、外国政府等から供与された「場違いのボートたち」が、ほとんど使われた形跡もなく各地の港で朽ちてゆく姿を見る度に切ない気持ちになってしまう。しかし、国連機関はじめ、ドナーの多くは、現場をろくに見もせずに、なるべく高価なボートを調達したがる傾向が強いような気がする。援助に携わる人々は、「相手をスポイルする利己的な善意の押し売り」をしていないか、常に自問するくらいが丁度よいのではなかろうかと自戒を込めて思う。

６．タンガのダイナマイト漁

2018年８月、タンガを訪問した。タンガは、ケニア国境まで約30km（モンバサまで約140km）の、タンザニア北東部に位置する中規模の港町である。時折、シーラカンスが混獲されることもある神秘的な海域を有する。浅瀬のサンゴ礁が多いことから、禁止されているダイナマイト漁[i]が未だに行われている、タンザニア沿岸部でほぼ唯一の地域である。そのため取締船のニーズは極めて高いものの、漁業省が所有するボートは一艇もなく、同省は取締船の配備を最優先で行うべき地域のひとつとして認識している。

混獲後に冷凍保存されていたシーラカンス

漁業省タンガ事務所の責任者によると、取締活動は、陸上と海上で実施しているという。ボートは所有していないので、海洋保護局等の船を借りてパトロールしているが、違法行為の情報が入っても、タイムリーに運用できないので、専用のボートが必要と考えている。ここでもやはり整備が簡易で燃費のよい、30～40馬力程度の小型FRP船が最適と考えていることが確認できた。パトロールには、海洋保護局のほか、海上警察、軍、市役所の協力を得ることもあるそうだ。ここ数年の集中的な取締りにより、ダイナマイト漁は大幅に減っているが、多い日には８件もの事例があったという。最近のダイナマイト漁は巧妙化しており、海上で発見することは困難となってきたので、報奨金付きの密告制度を導入し、陸上での準備段階で検挙する

i　ダイナマイト等の爆発を利用して水面に浮き上がった魚を回収する漁法。サンゴ等の生態系を壊滅的に破壊するため、多くの国家で禁止されている。

ケースが増えてきたそうだ。しかし、海上での取締りを怠ると、再びダイナマイト漁も盛んに行われるようになってしまうであろう。実態を知るために、パトロールに同行させてもらうことにした。

ダイナマイト漁や毒薬漁を防ぐための啓発ポスター

小型FRP船を市役所から、40馬力のエンジンを海上警察からそれぞれ借りて、通常沿岸パトロールに出る準備を始めた。取締メンバーは、漁業省職員３名、市役所のボートマン２名。漁業省職員３名も海事免許を所持しており、操船とメンテナンスが可能だという。我々は燃料50ℓを搭載して出航した。途中で小島に立ち寄った。一見、のどかな漁村に見えるが、ダイナマイト漁を盛んに行っていた村だという。漁業省職員らの指導により、もうダイナマイト漁はしていないらしいが、このような巡回指導も一定の抑止効果を持つのであろう。この村への取締りは厳しかったようで、村長はかなり緊張した様子であった。パトロール中、不審船を認めた。我々のボートは、行き過ぎるように見せかけて、急変針して相手の進路を遮る角度から再接近した。取締技術が高いことをうかがわせる。突然、浅瀬に停泊する不審船から、小島へ水飛沫を上げて逃走する３人が見えた。小型漁船に取り残された１人は、緊張のあまり震えて、ろれつが回らない。船内の捜索が行われたが、違法性のあるものは見つからなかった。あくまで推測であるが、我々から逃走したからには、何らかの違法行為の発覚を恐れたのではないかと考えられる。例えば、ダイナマイト等の違法性のあるものを船から持ち出して逃走したか、無免許での操業や人身売買への関与等の可能性も否定できない。

沿岸パトロール同行時の様子

我々のボートは２時間の運用で、40ℓを消費したことを確認した。天候などの条件で多少変動するそうだが、この燃料消費量であれば、現在の漁業省の予算繰りでも、有効なパトロール活動が持続的に実現するだろう。パトロールは、海上における違法行為を抑制する効果が極めて高く、不定期かつ持続的に実施することでその抑制効果が発揮されることを、見聞からだけでなく、身をもって確信できた。見聞だけの情報で案件形成をすると、後で大きな問題が生じかねない。

7. 一国二制度のザンジバルとIWC総会

2018年８月、ザンジバルを訪問した。タンザニア本土のすぐ隣には、インド洋に浮かぶザンジバル島があり、本土と連合国の関係にあるが、それぞれの大統領も存在しており、歴史的に互いはライバル関係にある。

ザンジバルにはタンザニア連合国の遠洋漁業局が設置されており、入漁料と違法操業に対する罰金を資金に運営されている。連合国のIWC（国際捕鯨委員会）コミッショナーは、慣例として遠洋漁業局長が務めることになっている。赴任した2018年の９月には、ブラジルで第67回IWC総会の開催が予定されていたため、事前にコミッショナーと面会し、国際場裡における日本の立場を支持してもらえるように働きかけを試みた。とは言え、彼とは初対面なので、世間話の延長として先ずは捕鯨についてどう思うか水を向けてみた。「鯨は保護されるべきである」。この彼の発言に私は一瞬凍り付いたが、個人的にはどのような考えも尊重されるべきだ。問題は彼が、私見を超えてタンザニア政府の方針に従ってくれるかという点だ。私は、科学的データに基づいて資源管理しつつ、利用できる水産物は将来の食の安全保障を担保するためにも有効利用すべきではないかと意見を交わし、「IWC総会で日本の立場を支持するか否かは、同行するメンバーと協議して対処する」という暫定的なコメントを得た。

総会には本土政府所属のコミッショナーである彼と、ザンジバル政府所属の２人が参加し、私もオブザーバーとして参加した。もちろん総会までに日本政府からタンザニア政府に外交的な働きかけがあり、その結果タンザニアの政府方針としては日本の立場を支持することになっていた。しかし、政府内部でのコミュニケーションは良好とは言えず、コミッショナーには政府からのインプットが十分に入っておらず、総会で日本の立場を支持するか否かはまだ決めかねていることが、既にブラジル入りした総会前日に発覚した。慌てた私は休日ではあったが、タンザニアの日本大使館に電話を入れた。大使館は事の重大性を認識し、直ちにタンザニア畜産漁業大臣に状況を伝えてくれた。大臣はブラジル入りしているコミッショナーに直接電話を入れて、政府方針に従うように明確に指示したそうである。更に、本土政府は気を利かせてくれたのだろうか、在ブラジル・タンザニア大使まで総会会場に「応援」に駆け付けさせた。同大使も、「何が何だか分からんが、本国からの命令で応援に来たよ」とのこと。少し裏話になるが、この年の総会開催国ブラジルは筋金入りの反捕鯨国である。その国の外交官である同大使が、捕鯨の立場を取る日本を応援に来たとは何事かと、ブラジル側から相当責められたようだが無理もない話だろう。

第67回IWC総会

総会では各国が各議題について議決投票を行う。その当日、まさにこれから投票が始まるというタイミングで、コミッショナーから会場の外で会いたいと言う連絡が、第三者を通じてあった。何事かと思い木陰で雨宿りしていると、コミッショナーが駆け寄ってきた。「助けてくれ。我々は本国の指示通り日本と協調した投票行動を行うつもりだが、大使がそれはならぬと妨害してくるのだ。それに、初めての国際会議での投票にも不安があり、私はどうしたらいいのか分からない」と相当焦っていた。私は、

「あなたは本国の代表として来ておられるのですから、本国の指示にお従いになられるのが正しいと思います」と申し上げた。少し安堵したような彼と私は、別々に会場へと足早に戻った。投票５分前の出来事であった。結局、タンザニアは終始、日本の立場を支持し続けてくれた。この日から同大使の姿は見えなくなり、申し訳ない気もしたが、このようにタンザニア政府は、時に自国の外交的な不利益をも顧みずに日本政府を支持し、日本の国益を守ってくれる国のひとつであることを知っていただければ幸いである。

８．タンザニアにおける日本の支援

両国における水産分野での協力関係の歴史は長く、タンザニア最大の魚市場であるダルエスサラーム魚市場の建設プロジェクトも日本政府が実施した。完工から20年が過ぎた今でも、市場内を歩くと日本への謝意が聞こえてくる。2008年頃に活発になったソマリア沖の海賊問題が発生する前は、日本のまぐろはえ縄漁船がタンザニアEEZ（排他的経済水域）に入漁しており、その当時にはOFCFも技術協力や機材供与を実施していた。2021年現在実施中の水産セクターにおける日本のODA案件としては、ザンジバルにおける「マリンディ港魚市場改修計画」と、本土ダルエスサラームにおける「経済社会開発計画[ii]」が挙げられる。

９．大統領肝煎りのTAFICO復興計画

やや時が前後するが、赴任して３か月後の2018年６月、配属先の水産局長がOFCFの本邦研修（持続的利用コース[iii]）を受けることになり、筆者も同行した。乗継地のドバイ空港で局長は携帯でメールを見ながら叫んだ。「ハセ、えらいことになったぞ！大統領からTAFICO（Tanzania Fisheries Corporation：タンザニア漁業公社）を再稼働させるようトップダウンで漁業省に指示が来た」と、食事の手を止め動揺していた。そうかと思うと、「ハセ、今こそアドバイザーとして、TAFICO の復興計画を練ってくれ」と、真顔で告げた。「今こそ」と言われて、赴任３か月目の新人気分は吹っ飛んでしまったが、この漁業省の最優先課題について後方支援することに、後に専門家としての自分の活路を見出していくことになる。

TAFICOは、タンザニアの水産業振興を目的として設立された漁業公社であり、1974年に同国政府が整備した水産複合施設を有していた。1986年には、我が国政府の無償資金協力により、漁船（150t船２隻、65t船１隻、11t船１隻）、冷蔵施設、燃料タンク、整備場、事務所、車両、浮き桟橋等が供与されている。ある時点まで、TAFICOの運営は大変順調で、我が国にも多くのエビが輸出されてきた。1998年５月の輸出売上は、20万ドルを記録している。

かつては日本へも輸出されていた
TAFICOブランドの冷凍エビ

順調であったTAFICOの経営であるが、1998年、タンザニア政府が世界銀行から経済的支援を受けるにあたり、IMF（国際通貨基金）は、タンザニア政府関係法人が運営する施設及びその資産の全てを民間に払い下げ民営化することを条件付けた。TAFICOもこの例に漏れず民

ii　外務省が行う無償資金協力のうち、物資輸入のための外貨支援を行うもの。調達代理機関を通じて調達を行う。

iii　水産資源の持続的利用を推進する我が国との協力関係を見据えた、国際的な水産資源管理施策の中核を担う行政官・研究官の育成を目的とした研修。

営化の煽りを受け、我が国政府の無償資金協力により供与された漁船等も売却の憂き目をみた。しかしながら民間による組織運営は行われず、また、広大な敷地（ダルエスサラーム以外にムワンザ等にも支所があった。）についても、PSRC（Presidential Structure Reform Commission：大統領構造改革委員会）の努力も虚しく買い手がつかず、やむを得ず2005年に漁業省がこれらを引き取り、現在に至る。TAFICOの今後の在り方についてはタンザニアの国会でも取り上げられており、その審議において、PPP（Public and Private Partnership：官民連携）により再活用を図るべきであると提言されている。紆余曲折を経て廃墟と化したTAFICO跡地であったが、先述したように、突然、漁業省に再整備の大統領指示が下された。

廃墟と化したTAFICO施設の一部（ダルエスサラーム）

マグフリ大統領（2008年から2010年まで畜産漁業大臣を務めていた。）は、２つの主要選挙公約を掲げ、大統領に就任した。それは、政府主導による、最新鋭中型旅客機ボーイング787ドリームライナー及び自国EEZ内で操業する大型漁船の国内導入である。旅客機は2018年に引き渡されたばかりで、国営のエア・タンザニアが運航を担う。残るは大型漁船の導入である。ナショナルフラッグを掲げた漁船の運航には、国威発揚の想いが見て取れる。この大型漁船の導入先、そして運用元として白羽の矢が立てられたのがTAFICOだったのである。

淡水の水産物と比して海産物の輸出は遅れており、タンザニア政府は自国のEEZにアクセスできる漁船を所有することによって、水産業の振興に注力しようとしている。これはナイルパーチ同様外貨獲得の手段を得ることで、雇用の創出やGNPの底上げを狙ったものであろうが、自国の、特に内陸部の庶民にも海産の良質なたんぱく源を供給して広く国民に裨益し、その成果をアピールしたいという政府の思惑も強く感じる。一般的に保守的とされる内陸部でその食文化を変容させるのは容易ではないと考えられる。海産物の魅力を伝えるためにも、流通をはじめとしたフードバリューチェーンの構築にいつかは本気で着手しなくてはならないだろう。

１０．タンザニア漁業省、日本政府に支援を要請

2018年11月、TAFICOの再稼働が最優先課題となった漁業省は、先述した「経済社会開発計画」のスキームに応募し、日本政府は同年度にその実施を閣議決定した。タンザニアにとっては朗報であるが、同スキームでは機材供与のみ実施可能であり、専門家を派遣した技術協力は行えない。そのため、供与される機材が現地で使い物になる「適正機材」であることと、機材の運用計画において供与を受ける側の「当事者としてのオーナーシップ」が極めて重要と考えた。

2019年は、タンザニアの民間漁船に乗り込んで実際の操業を体験するなど、引き続き現場の実態と能力の把握に努めながら、カウンターパート（ほぼ対等の立場にある同僚）らと共に、漁業省が打ち出した「絵に描いた餅」状態の計画を「食べられる餅」へと軌道修正していく、とてつもなく根気を要する作業に時間と労力を費やした。

中国人船長が雇用されていた民間の底引き網漁船
（手前は筆者）

漁獲物の仕分け作業の様子。仕分けられた
エビ等は箱詰めされ、船内で急速冷凍される。

１１．タンザニア水産次官が見た日本の水産現場

2019年２月、日本の外務省によるタンザニア水産次官の日本への招へい（１週間）が実現した際に同行させて頂いた。外務省によると、このような招へいの目的は「諸外国の政治決定や世論形成に大きな影響力のある閣僚級の人物を招待し、我が国要人や有識者等との会談、視察等を行うことで、対日理解を深めてもらい、また、招待を通じて得られた知見に基づき、我が国につき発信してもらうこと」とされている。

招へいのプログラム内容については、有意義な訪日となるように、当地の日本大使館と共に次官の希望を取り入れつつ作成した。次官は日本の進んだ養殖現場と魚市場の視察を特に希望しており、同様に、日本の研究機関が行う水産資源量調査方法や地方の様子にも興味をお持ちであった。なお同次官は、養殖と漁業管理に係る修士号取得後、陸水学の博士号を英国で取得されている。長年にわたり水産学部で教鞭を執り、前職ではタンザニア水産研究所の所長を務めておられた、大変紳士的な人物である。

訪日中の次官の主な訪問先は以下のとおりであり、現場でご対応頂いた皆様にこの場をお借りして改めて深く御礼を申し上げたい。

① 日本かつお・まぐろ漁業協同組合との意見交換
② 水産庁国際課海外漁業協力室との意見交換
③ JICA（国際協力機構）本部での意見交換
④ OFCF本部での意見交換
⑤ 都内視察
⑥ 下関市長表敬
⑦ 下関市共創センター視察
⑧ 下関漁港視察
⑨ 唐戸市場視察
⑩ 下関市栽培漁業センター視察
⑪ 道の駅（北浦街道豊北）視察
⑫ 角島灯台視察
⑬ 涌田漁港内魚類養殖場視察
⑭ 水産庁長官表敬
⑮ 外務省との意見交換
⑯ 議員表敬
⑰ 中央水産研究所視察

どの訪問先でも暖かく歓迎して頂き、次官にとっては今でも忘れられない日本の想い出になっているようである。ご自身が研究者であったことから、養殖の現場ではエサを手に取ってご覧になるなど、特に強い関心を寄せられていた。タンザニア政府は、沿岸漁業における水産資源の枯渇を予防するため、将来的には自国民に対する魚の供給量の半分を養殖で賄うという政策を進めている。日本の水産現場視察が、今

後のタンザニアにおける水産行政に何らかの影響を与えるかもしれない。また、次官が目にされた日本のシステマティックな水産現場は、タンザニアが歩むべき長い道のりを明確に示し、その道標の一つともなったようだ。

１２．罠を仕掛け始める

本稿の冒頭で申し上げたとおり、私はプロのハンターである。水産セクターに限らず、過去に幾多の国際協力案件の形成とフォローアップに携わった経験から、案件の成否が決まる分岐点がほぼ見えると自負している。要は、支援を受ける側が事業に対し「当事者としてオーナーシップを涵養できるか否か」である。そこで私は、TAFICO代表にある罠を仕掛けた。2020年２月のことである。

「経済社会開発計画」の事業地として選ばれたのは、ダルエスサラームに所在するTAFICO跡地であった。当時、最初の機材受入は早くても同年末になると見込まれていたが、各機材の据え付け場所の選定、地ならし、給水・給電設備等の再整備というタンザニア政府側の負担事項を確実に履行しておく必要があった。そのためには、一連の費用を見積もり、同政府内で予算を確保することから始めなくてはならないので、それらのプロセスが遅滞なく円滑に進むよう、すでにアクションが起こされるべき時期にあった。ところが、現場には全くそのような気配がないため、製氷機を据え付ける候補の場所を簡易測定しようとOFCFの研修経験者でもあるTAFICO代表に持ちかけた。

測量当日は、漁業省のメンテナンス技術者に測量してもらう予定であったが、都合がつかなくなったという。日当でも出れば飛んで来ていたことだろうが、そんなことは想定済みである。ともあれ、筆者とTAFICOの代表で簡単な測量の真似事をしてみた。この目的は実は測量そのものではなく、これからこのような作業が必要になりますよ、という当事者意識を抱いてもらうことであり、あえて一部の長さを測らなかった。

瓦礫が散乱する中での簡易測量

瓦礫の散乱する廃屋の中で作業を終え、二人とも汗だくになって事務所に戻った。彼女が手書きで図面を引きながら「あら、ここの長さを測りそびれたわ！今度、うちのエンジニアと測っておかなきゃ・・」と話すのを聞いて、少し意地悪かもしれないが、しめしめと思った。翌週様子を見に行くと、自発的に瓦礫が綺麗に撤去され、内部の測量が終えられていた。この段階で、プロジェクトに「種火」が入ったことになる。2020年４月、より現場に近いダルエスサラームへドドマから任地を移した。新型コロナウイルス感染症が流行しだした時期と重なるが、比較的医療体制の整った任地に変更となっ

TAFICOが自主的に瓦礫を撤去し測量を済ませた。

たのはタイミングが良く、業務を継続できたのは幸運だった。

プロジェクトの主管は当地日本大使館であるが、機材調達については、調達代理機関の日本事務所が漁業省と契約を交わして調達業務を履行する。調達代理機関からは多岐にわたる質問を受けていたが、当事者である漁業省もTAFICOも回答をずっと先送りにしていた。質問例として、「まぐろはえ縄漁をするなら、目標深度は何メートルか？」というものがあったが、本土政府は自国のEEZでの操業経験がないため、回答できる人物が皆無だったのである。そこで私は、一足先にまぐろはえ縄漁を開始していたザンジバルから学ぼうと考えた。

ザンジバルにはTAFICOならぬZAFICOという類似組織があり、ZAFICOにはザンジバル政府がスリランカで新造した小型まぐろはえ縄漁船が配備されたところであった。私はザンジバル漁業省副次官からの紹介を受けてZAFICO代表に面会を求めたが、断られてしまった。先にも述べたとおり、ザンジバル政府とタンザニア本土政府は１つの連合国ではあるものの歴史的には緊張関係にあるため、本土から来たTAFICOの一員としてあからさまに動くと、ザンジバルのZAFICOからは警戒され、欲しい情報を引き出すことはできない（外国人が本土からザンジバルを訪問する際は、改めてザンジバルの入国審査を受ける必要もある。）。私は、派遣されている本土政府に活動の軸足を置きつつ、実質的には全く異なる２つの政府の間で微妙なバランスを取る必要があった。「それならば」と、諦めの悪い私は、ザンジバルを家族旅行で訪問した際ZAFICO代表に妻の手作りクッキーを持参する名目で面会を申し入れ、ついにそれが叶った。思いもよらず、帯同家族に実務面で助けられることになった。その後、彼とは数回面会したが、私から仕事の話は殆ど持ち出さなかった。ある日、そのZAFICO代表から電話があり、「うちのはえ縄船から近く水揚げがあるとの情報が入ったが、見に来たくないかい？」という意地悪な質問をされたが、素直に「見たい！」と答え、見学が許された。お陰で、本土政府の職員であれば共有されないような貴重な情報も得ることができた。同様に、唯一の民間まぐろはえ縄漁船（全長27m）も本格操業を開始したところで、そちらの見学もさせていただいた。民間のはえ縄漁船の方は、スリランカ人船長と漁労長を臨時的に雇用していた。同船長とは家族ぐるみで親しくなり、タンザニア海域における操業の実態について貴重な情報提供者となってくれた。これらの人々の善意のお陰で、本土もやっと技術的な中身を検討できるようになった。

民間のまぐろはえ縄船の水揚げの様子

それにもかかわらず、調達代理機関への回答が数週間おきにポツリポツリとしかなされなかったのは「不思議な世界」と言っておこう。ある日私は、TAFICO代表を「タンザニアにも専門家がいるのだから、漁船や漁具のスペックについて聞きに行こう」と半ば強引に誘った。同代表と訪問した水産訓練校には、確かに冷蔵施設や漁具の専門家たちがいたが、何を聞いても「うーん、そうだね～、それでいいと思うよ・・」としか回答しない。そこにも何か共通の「不思議な世界」があった。プロジェクトはやりたいと言うけれど、いつまでもいつまでも当事者の顔が見えてこない。ついに業を煮やした私は、組織として意思決定のできる「テクニカル・ミーティング」の開催をTAFICOにレターで強く進言した。自分の勤務先にレターを

書くなんて悲しくなるが、レター主義の途上国は多い。

これが効果テキメン。水産局長の支持を得て、ないはずの予算を水産次官が組み、急遽全国から30名程度の各分野の専門家が招集され、航海士、機関士、漁労長、品質管理、乗船オブザーバー、冷蔵の専門家などが一堂に集った。これでやっと、「当事者」たちの顔が見えてきた。

我々は、大学教授のファシリテーションの下、課題を共有し、専門分野別にグループ討議を行い、全体討議の場に意見を持ち寄った。そうして２日間にわたり、局長立会いの下で組織としての方針を１つ１つ決めていった。例えば「漁船の燃料タンクのキャパシティは十分か？」これ１つとっても、漁場まで何マイルか？燃料消費量は？何日操業したいのか？何人乗れるのか？何日分の冷凍エサを積んで行けるのか？などなど、喧々囂々の熱い議論が２日目の夜まで交わされた。こうでなくちゃ・・。

共有された課題について
専門分野別にグループ討議を行う。

２日間の会合を終えた参加者からの感想を２つ紹介しておきたい。

感想①：いつもの会議では、大抵はドナーがお膳立てした計画を追認するだけだったので、よく居眠りをしていたものだが、この会議は全く違っていた。我々が自分で考えて、互いに異なる意見をぶつけ合い、全体で合意していくなんて初めての経験だったから、とても興奮したよ。ありがとう。

感想②：私もいろいろ意見したってことは、このプロジェクトにコミットしてしまったということね？やられたわ！

全体の場で意見を出し合い、熱い議論を交わす。

いつの日か、タンザニア国旗を高く掲げた新造船が入港する時、彼らは「あれは、自分たちで選んだ船なのだ」と、誇らしく思ってくれるだろう。そのような「愛着」があれば、プロジェクトも長く大切にしてくれるはずだ。私が長らく感じていた「不思議な世界」の正体は、「誰も責任を負いたがらない当地の仕事文化」であることに気付いた。タンザニアでは1967年から社会主義国家を目指していた時期の影響も未だ色濃く残っており、下手な発言をすると失職することもあり得るという恐れからか、個人が意見を述べることを極端に躊躇する傾向が見られる。これは、単に「いい加減な人たち」という次元の話ではないだろう。会合の実施は、遅ればせながら、ある意味でプロジェクトの生みの苦しみだったが、この過程を踏まないと、現地に機材が到着しても使用されずに放置されかねない。ともあれ、２つ目の罠も無事に仕掛け終わったようだ。

１３．繋いでみる

いずれ手にする自国の漁船で水揚げした水産物をどうするのか、というマーケティングは、

計画の中で最も遅れている部分であった。私は職場からの要請を受け、近隣諸国を中心に10社以上の水産会社に対し、メールで「タンザニア産のマグロの輸入に興味はないか？」という不躾な照会をしてみた。回答があったのは日本の２社からのみであった。そのうちの１社からは、「TAFICOのビジネス状況と公式WEBを見たい」という、ごもっともな返信があった。「実は、WEBという広報媒体もなく、最近のビジネス実績は皆無である」と回答したところ、返事が来なくなった。もう１社からは、「当面の水揚げ量では取引にならないが、将来取引ができる規模になったら連絡して欲しい」という、心にしみる親切な返信をいただいた。これらの厳しい結果を職場に報告し、「うちは全然信用がありませんから、漁船が届く前に小規模なビジネスでも始めて取引実績を作っておくべきですよ」と進言しておいた。実はちょうどこの頃、ウガンダの日本食レストランがタンザニアからの水産物の輸入に意欲的であることを当地日本大使館から聞いていた。その後の経緯は割愛するが、その日本企業が農林水産省の補助事業である「令和３年度アフリカ等の企業コンソーシアムによるフードバリューチェーン構築実証事業」に応募して承認を受けたことから、今後は複数の日本企業とTAFICOで何らかの連携関係を模索していくことになった。

折しもタンザニアの国会では、野党から「日本から漁船を供与されるのは、日本人のために我が国の水産資源を供給するためではないのか？」という、与党の足を引っ張ろうとするネガティブな質疑がTAFICO代表に対してなされた。同代表は「見識の狭い浅はかな問いだわ」と思ったそうだが、そんな誤解が生じないようにも、先述したバリューチェーン構築事業で得た知見をタンザニア国内の流通にも活用することを支援したいと考えている。

ある日、水産次官と局長が執務するドドマへTAFICO代表とダルエスサラームから出張することになった。その際、私にはある考えがあり、マグロを含む水産物を自宅にてマイナス23℃で冷凍し、温度計と一緒に発泡スチロールに詰め、エア・タンザニアで空輸してみた。空輸と言えば大袈裟に聞こえるが、要は冷凍水産物が機内預けとして問題なく輸送されるかを確認したまでである。私とTAFICO代表は、次官執務室で次官と局長相手に「経済社会開発計画」に係る協議をした後に、先述したウガンダへの水産物の輸出について前広に頭出ししてみた。しかしながらいまひとつ関心が得られない。そこで、例の発砲スチロールを目の前で開封するという一種のパフォーマンスを試みた。開封時の温度計はマイナス２℃を指しており、水産物もまだカチンコチンに凍っていた。次官と局長は、それらを手にして、大きく目を見開いて関心を示した。パフォーマンスが功を奏し、彼らから「ウガンダへの輸出の話はテストケースとしてやってみてもよい」という言質を得ることができた。

空輸した冷凍水産物を手に取る水産次官と局長

その勢いに乗って、私とTAFICO代表はドドマで最大のスーパーマーケットに初めての「市場調査」に出かけた。駐車場に着いた私たちは不審者のように緊張していた。私が例の発砲スチロールをトランクから出して抱えたところ、彼女は「まだ駄目よ！最初はスマートにアプローチしなきゃ」と言い、その言葉に私はな

んだか楽しくなってしまった。政府機関であるTAFICOは、なかなか民間まで降りてこない。そんな組織の代表が、スーパーマーケットのマネージャーと熱心に話し込む後ろ姿を見ながら、３つ目の罠も無事に仕掛け終えたという確かな手応えを噛みしめていた。

スーパーで初めての市場調査を行うTAFICO代表（右）

１４．専門家の矜持

2021年１月、年明け早々に新任の畜産漁業副大臣がTAFICOを視察した。私からは「経済社会開発計画」の進捗状況をご説明した。威厳のある彼女に私は少し腰が引けていたが、お帰りになる直前に彼女は私を建屋の陰に連れ込んで、ギュっと両手を握り締め、「なんとか、このプロジェクトを実現させるために尽力して欲しい」とおっしゃった。さすが政治家、人の心

Friday 8 January 2021

NATIONAL NEWS

Guardian

CHRAGG saddened by persons using PwD as beggars to earn money

By Guardian Reporter

THE Commission for Human Rights and Good Governance (CHRAGG) has been saddened over the violent behaviour of some people who have been turning Persons with Disabilities (PwDs) into street-to-earn money.

This comes a days after the deputy minister in the Prime Minister's Office responsible for people living with disabilities Unnip Nderiananga conducted an impromptu visit at Tandale area in Dar es Salaam and unearthed serious actions of abuse done of the PwDs.

In a statement availed in the media yesterday and signed by the commission's chairman Judge (rtd) Mathew Mwaimu stated that all the actions were against human rights, laws and the country's Constitution of 1977.

"We join the government and stakeholders to strongly condemn these actions, persons with disabilities have all rights to live peaceful like any other human being, unfortunately there are some unfair people who have been taking advantage of their disabilities to abuse them or use them illegally to earn money, this should be fought by everyone," the statement read.

The commission urged responsible authorities to take stern legal measures against all the culprits.

"The commission is also calling on the government to continue identifying all people with disabilities with their needs so as to build a conducive environment

"The public should a shun negative perceptio towards people w disabilities," major of people are disabil people as nothing it cannot contribu anything in the socie which is not true, th group can do wonde if well supported, so should love and suppo them every time," statement added.

The commissio also called that m education should extended to the public every part of the coun so as to enable th value every human be and cooperate to p the country's econo growth.

"CHRAGG will continue strengthen efforts to ensure rights of all peo including perso with disabilities protected."

Dar es Salaam is growing rapidly - RC Kunenge

Guardian Reporter

DAR ES SALAAM regional commissioner Abubakar Kunenge said decisions to shift the country's capital to Dodoma have turned the city into a complete commercial hub with a number of economic opportunities.

Kunenge made the statement

and medium scale enterprises (SMEs), adding efforts are ongoing to resolve them as well as empowering their businesses.

"We have been engaging in a number of initiatives including provision of education and loans to traders. We have in place some strategies for women empowerment whereas they are

to eliminate red tape in issuance of business permits and creating a conducive environment for traders, he added. "We want traders to operate smoothly, without unnecessary delays in acquiring permits," he said.

He said that in the coming days, the authorities in the region will identify some of the traders who have benefitted with the revolving

urged city authorities officials to ensure discipline and adhere to their work ethics so they don't be part of the problems facing traders. He said the government has successfully improved policies and laws hence the need for leaders to ensure proper implementation.

At least 80 percent of the

PUBLIC ANNOUNCEMEN TO CLOSE TH COMPANY

現地の新聞に掲載された
副大臣（右）のTAFICO視察の様子

を掴むのが上手い。私から申し上げたのは“Let's work together”（ご一緒にやりましょう）であった。困難な現実はあるものの、理想を高く掲げて「同じ夢を見てみる」ことは、専門家の矜持であり、遣り甲斐だと感じている。

１５．「経済社会開発計画」の今後の展望

2019年度より実施されている日本政府の「経済社会開発計画」により、大型ではないが全長22m程度のまぐろはえ縄漁船が１隻、さらに、製氷機、冷蔵室又は冷凍コンテナ 、冷蔵車などがTAFICOに整備される見込みである。早ければ2022年春頃に導入される予定で、同漁船は価格と工期の関係で第三国より調達される見通しであるが、日本製の最新漁労機器を装備して、近代的かつ効率的な漁の実現を目指す。更にタンザニア政府は、IFAD（国際農業開発基金）の資金により、30m程度のまぐろはえ縄漁船を2022年及び2023年にそれぞれ２隻ずつ調達し、そのうちの２隻をザンジバルに配備する計画を進めており、流行りの「ブルーエコノミー」（海を守りながら経済や社会全体を持続的に発展させることを前提とした海洋産業）を推進する考えである。

タンザニア政府の2021年の予算取りにおいて、TAFICOの再稼働は最優先事項に位置づけられており、教育や保健分野等への予算を絞るなどして政府のリソースを集中させているところである。これに伴い、国会の場においてもTAFICOの現実的なビジネスプランの内容が追及されるようになったため、私にもあらゆる可能性を探ることが期待されている。またタンザニア政府は、絶対的な信頼を寄せる日本に対して、漁業に関するトレーニングも期待している。しかしながら、今のところそのような技術協力が日本側から提供される見込みはない。TAFICOのインフラが整備されたことを機に、商売に目敏い第三国がTAFICOとPPPやそれに類似する関係（日本が供与した漁船にタンザニ

ア人以外の外国人船長がつくなど）を結ぶようなことがあれば、結果的に日本が他国の食の安全保障のために税金を投じたことにもなりかねないため、早期から日本の企業や個人等と何らかの関係を構築しておくべきであろう。「経済社会開発計画」は、直接的にはタンザニア国民に裨益すべきものであるが、日本国民への説明責任を果たすという意味でも、日本の国益は追及したいところである。そのためにも、現在実施の目途が立っていないタンザニア人の船員候補に対するトレーニングを、彼らが絶大な信頼を寄せてくれている日本側で、なんとか手当てできないものかと願っている。

１６．大統領の死去

2021年３月、現職であったマグフリ大統領が死去された。あまりに突然のことであった。公式には心臓疾患のためと発表されているが、新型コロナウイルス感染症で死去したと言う噂もあり、真相は定かではない。彼には、「自国の漁船を持って 、自国のEEZへアクセスし、自国の水産資源を自国民のために供給したい」という悲願があったと聞いている。それは、英国から独立しタンザニアが成立した1960年代以降続く、自国EEZの水産資源に自らアクセスできないために、外国漁船に漁業ライセンスを与え、それらの外国から自国の水産資源を買って輸入する、という現状を大変歯痒く思っておられたためのようである。もう彼にその漁船をお披露目することができなくなってしまったことは大変残念であるが、願わくは、故マグフリ大統領の悲願がオールジャパンで叶えられ、「日本は約束を守る国である」と両国の信頼関係が更に深化する様を、関係者の皆様のお力添えをいただきながら見届けたいと願っている。４つ目の罠を考えながら。

テレビ中継された故マグフリ大統領の国葬の様子

１７．さいごに

長文にお付き合い下さりまして誠に有難うございます。本稿では適正機材を選定するプロセスを例にして、如何に現場に足を運ぶことが重要かについて紙面を割かせていただきました。水産分野に限らず、国際協力に携わる専門家は、時に相手国におけるガバナンス[iv]に対して、キャパビル[v]をするような気概が必要なのかも知れません。もちろん、日本の流儀が常に世界中で通用すると妄信してはいけませんが。

私は今後も、自分は火鉢の中の種火に過ぎないことを自覚し、自分だけ熱くなって燃え尽きるのではなく、適度に息を吹き込みながら、根気よく周囲に火を移していく存在であり続けたいと思います。世界的パンデミックの中、多くの人々に支えられ、そのような環境を与えられている現状に感謝するばかりです。

iv　政府などが組織を統治する制度や仕組み。1990年代以降、開発援助の世界で重要な概念として取り上げられるようになった。

v　キャパシティビルディングの略。国際協力や開発援助、人道支援の分野において、「能力の習得・構築の支援」を意味する言葉として用いられる。

2020年度 環境対策技術支援事業 ECO-冷媒プロジェクト結果報告

開発協力課　北澤　拓

1．はじめに

太平洋島嶼国では、水産業の振興を目的とした冷凍冷蔵施設及び製氷機等の水産施設の整備が従前から進められてきたが、現在も特定フロン（HCFC（R22）あるいはCFC）が冷媒として使われている施設がある。この特定フロンはオゾン層の破壊原因物質とされており、ウィーン条約／モントリオール議定書に基づき、開発途上国では、生産及び消費（生産＋輸入－輸出）を2030年までに「全廃」することになっている。ただし、同議定書上「全廃」とは、現在使用されている特定フロンの使用を制限するものではない。

しかしながら、特定フロンの利用を継続することで機器の経年劣化等による冷媒漏れのリスクが増大するほか、特定フロンを使用する機器の部品等の生産を終了するメーカーが増加傾向にあるため、修理費用の高騰が予測されるなど、様々なリスクに直面する恐れがある。また、地球環境の保全という観点からも、同議定書上の「全廃」を達成した後であっても、特定フロンを段階的に代替フロン[i]（R404aやR407c等のHFC）などの冷媒に転換することが望ましい。

フィジー・ビチレブ島地図
（国際機関太平洋諸島センターガイドブックを加工）
https://pic.or.jp/publication/

海外漁業協力財団（以下「OFCF」という。）は、地球環境保全と関係国の水産振興に貢献するため、太平洋島嶼国（我が国との入漁協定を締結する９か国[ii]）の水産施設における冷媒の現状を把握し、特定フロンから代替フロン等への転換の技術支援、将来の環境保全に向けての助言等を行うことを目的として、2020年度より「ECO-冷媒プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）」を実施することとなった。2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、太平洋島嶼国全体を対象とした実地調査を実施することはできなかったが、通信手段を駆使することで、各国の冷凍冷蔵施設及び製氷機等の水産施設の予備調査を行った。その結果、フィジー共和国（以下「フィジー」という。）には特定フロンを使用している施設があり、専門家が駐在していることに加え、本邦からの専門家派遣も可能な状況で、コロナ禍においても確実にプロジェクトの実施が可能であるという背景の下、同国から具体的な技術支援等の実施要請を受け、プロジェクトを実施することとした。

2．プロジェクト形成調査

OFCFは、同国漁業省からの要請に応え、フィジー事務所長及びフィジー駐在の専門家によるプロジェクト形成のための事前調査を実施した。特定フロンを冷媒として使用している水産施設の調査を行い、氷の需要に関する情報、

i　代替フロンはオゾン層を破壊しにくいが、二酸化炭素の百倍から数万倍ともいわれる温室効果があるものもあるため、現在は代替フロンに代わるものの開発も進められている。詳細は４（２）を参照のこと。

ii　キリバス、ソロモン、ツバル、ナウル、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア（国名は全て通称）

この需要を満たすための施設の規模と必要な機材費等を総合的に勘案したうえで、ナブア水産センター製氷施設及びラキラキ水産センター製氷施設を事業対象として選定し、代替フロン仕様の日産1.5tのプレートアイス製氷機（過去の氷の販売量等から大きさを決定）に換装することが適当であると判断した。以下に調査結果を記す。

（1）ナブア水産センター製氷施設

当該製氷施設は1991年に日本の政府開発援助（ODA）の無償資金協力により建設され、日産3tのプレートアイス製氷機が設置されたもので、設置後約30年が経過している。その間、漁業省の技術者により修理が繰り返され運転が継続されている。使用されている冷媒が特定フロンであるため、漁業省は代替フロンへの転換を検討していた。

プロジェクトを実施する際、製氷機の換装作業は既存の建屋の一部切り取りを伴うため、そうした場合に必要と思われる作業について、カウンターパート及び当該施設の技師と意見交換を行った。

なお、氷販売の対象者は漁業者（107グループ：1グループの漁業者数は1人～5人）、仲買人及び住民である。氷の販売量は月平均約7.6tで、販売価格は漁業者向け13セント/kg、漁業者以外は30セント/kgである。

（2）ラキラキ水産センター製氷施設

当該製氷施設は、ナブア水産センター同様、1991年に日本のODAの無償資金協力で建設され、特定フロン仕様の日産3tのプレートアイス製氷機が設置されていることから、漁業省は代替フロンへの転換を検討していた。

プロジェクトを実施する場合は、既存の建屋を利用できること及び同建屋周辺に換装作業の妨げとなる障害物等がないことを確認した。

ラキラキ水産センター

氷販売の対象者は漁業者（160グループ：1グループの漁業者数は1人～5人）、仲買人、住民であり、氷の販売量は月平均約7.5tで、販売価格はナブア同様、漁業者向け13セント/kg、漁業者以外は30セント/kgである。

3．プロジェクトの実施

（1）ナブア水産センター製氷施設

以下のとおり、専門家を現地に派遣した。

構　成 （OFCF冷凍機専門家）	期　間
畑野　実（フィジー駐在）	2021年1月18日～28日
濱本 康裕（日本から派遣）	2021年1月28日※
村上 正治（日本から派遣）	

※濱本・村上両専門家はフィジー入国後、COVID-19による隔離のため、1月28日のみ参加。

実施内容は以下のとおりである。

・代替フロン製氷機（日産1.5t）の形状に合わせた建屋の改良（建屋の壁の一部撤去、建屋の屋根の一部切り取り）

・特定フロン製氷機及び貯氷庫の撤去

・代替フロン製氷機（貯氷庫と一体型）の据え付け、電気配線、　水配管

・試運転

R22冷媒の回収作業

また、専門家は、上述に伴う作業と旧製氷機に使用されていた特定フロンであるR22冷媒の回収について、カウンターパートに対して技術指導を行った。

なお、冷媒の回収には水路環境省の係官が立ち会い、回収した冷媒は同係官に引き渡された。

（2）ラキラキ水産センター製氷施設

以下のとおり、専門家を現地に派遣した。

構　成 （OFCF冷凍機専門家）	期　間
畑野　実（フィジー駐在）	2021年2月2日～12日
濱本 康裕　（日本から派遣）	
村上 正治（日本から派遣）	

実施内容は以下のとおりである。

・製氷機建屋の壁の一部撤去

・特定フロン製氷機及び貯氷庫の撤去

・日産1.5tの代替フロン製氷機（貯氷庫と一体型）の据え付け、電気配線、水配管

・試運転

また、専門家は、上述に伴う作業と旧製氷機に使用されていた特定フロンであるR22冷媒の回収について、カウンターパートに対して技術指導を行った。

なお、回収された特定フロンは一旦漁業省で保管され、後日、水路環境省の係官に引き渡された。

4．冷媒に関するフィジーへの助言

このプロジェクトの一環として、OFCF は、フィジーに対して以下の助言を行った。

（1）回収した特定フロンの取扱い

フィジーはモントリオール議定書を批准しており、R22冷媒などの特定フロンを2030年までにその生産及び消費（生産＋輸入－輸出）を「全廃する（０にする）」こととなっている。フィジーは、特定フロンの生産はしておらず、輸出入も同国法令により規制されているが、フィジー政府は国内に残存する特定フロンを削減するため、特定フロンを使用

ラキラキ水産センター　代替フロン製氷機の搬入

カウンターパートへの作業手順の指導

する製氷機等を、代替フロンを使用する製氷機等に順次転換してきている。この際、旧製氷機等から特定フロンを回収することとなるが、それらはいずれ破壊処理をしなければならないため、自国に破壊施設を設置したり、破壊施設を有する先進国等と協力して破壊を進めるなど、何らかの処分方法を検討していく必要がある。

（2）冷媒の今後について

現在、フィジーでは代替フロン（R404a）仕様の製氷機が標準型となっており、今回のプロジェクトでも同仕様の製氷機を換装したが、代替フロンも、2016年10月に採択されたモントリオール議定書キガリ改正によって規制対象冷媒となった。

カウンターパートへの冷媒回収作業の指導

キガリ改正では、先進国グループは2019年から段階的に代替フロンの生産量・消費量を削減し2036年までに85%削減することが合意されており、地球温暖化係数がゼロに近い「グリーン冷媒」への転換が急がれているものの、OFCFプロジェクトで供与するような小型製氷機で使用するには解決すべき課題が未だ残っている。例えば、アンモニアは毒性があり、また設備が大型となる、二酸化炭素は高圧力設備となるため機材費が高額、イソブタンは可燃性のため安全対策が必要となる等である。

太平洋島嶼国を含むグループは代替フロンを2045年までに80％削減することがキガリ改正上の目標となっており、先進国に比べ対策を講じる期間に余裕がある。グリーン冷媒は未だ開発途上であり、技術革新が進むまでの間は、当面、先進国グループの対応を見つつ、特定フロン保管時の大気への放出を防ぎ、代替フロンながら地球温暖化係数が低いR448A等の冷媒へ段階的に転換することが現実的な対応となるであろう。

製氷機の試運転終了後、漁師が早速氷を買いにきていた。1バック約28kg入っている。

（ラキラキ水産センター）

マダガスカル共和国における拠点機能回復等推進事業 タザラ船主組合水産施設修復プロジェクト報告

専門家　大和 優一

1．はじめに

2020年度、海外漁業協力財団（以下「財団」という。）はマダガスカル共和国（以下「マダガスカル」という。）のタザラ船主組合水産施設（以下「タザラ水産施設」という。）を対象に、拠点機能回復等推進事業「トアマシナ零細漁業開発のための製氷・水揚げ施設修復プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）を実施した。この実施結果及び筆者が現地で行った実施状況・指導監督業務について、この場を借りて報告する。

マダガスカル共和国地図（外務省HPを加工）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/madagascar/index.html

2．マダガスカルの水産事情

マダガスカルはインド洋の西部、アフリカ東海岸からモザンビーク海峡を隔てて400 km沖合に浮かぶ島国である。人口は約2,697万人（2019年、世銀）、面積は587,000 ㎢（日本の約1.6倍）であり、世界で４番目に大きな島だ。同国は、5,600 kmの海岸線と1,140,000 km²の排他的経済水域（EEZ）を有している。沿岸及び内陸部には、マングローブ林、サンゴ礁、ラグーン、砂浜、砂利浜、岩礁、河川、沼、湿地等が広がり、漁業に適した豊かな生態系が形成されている。豊かな水産資源を利用して、海洋漁業、淡水漁業、伝統漁業、海洋養殖、内陸養殖が行われており、水産物水揚げ量の漁業分野別統計では、60％以上を伝統漁業（零細漁業）が占めている。伝統漁業はマダガスカル国民への良質蛋白源の供給に大きく貢献しているといえる。

3．プロジェクトの背景

プロジェクトの対象となったタザラ水産施設は、マダガスカル第二の都市であるトアマシナ（旧称タマタブ、都市圏全体の人口は約45万人）に位置する。トアマシナは、首都アンタナナリボ（以下「タナー」という。）から東北東に約250 ㎞離れており、インド洋に面している。トアマシナの零細漁民は、トアマシナ港（商港）の岸壁対面の狭い砂浜を水揚げ場として利用しており、タザラ水産施設はその水揚げ場の後背地に建設されている。

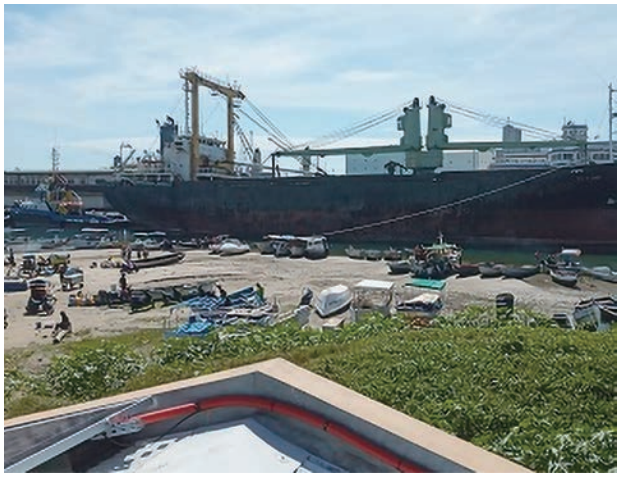

トアマシナ港岸壁対面の水揚げ場

財団は2016年度、タザラ水産施設に太陽光発電システムを設置し、太陽光による製氷設備や保冷・冷凍庫設備の稼働を可能にした。同システム及び一連の設備は、市中電源が不安定で停電が頻発するトアマシナにおいて、安定した電力供給を実現した。それにより漁獲物の鮮度保持機能が改善され、衛生管理された鮮魚の供給が可能となり、販売価格も安定した。また、製氷設備によって氷の生産・販売を行い、氷の販売利益は運営管理費の財源となっていた。タザラ水産施設の会計担当の報告によれば、氷販売による収益はソーラー発電システムが稼働していた約12か月間で2,800万アリアリ、日本円にしておよそ80万円を記録したとのことであった。太陽光発電システムの導入以前は、運営管理費の財源は魚競りの手数料（魚販売代金の0.5％）のみであり、毎月の収益は約40万アリアリ程度。電気代を支払えない月もあったという。同システムは、施設の健全な運営管理にも寄与していた。2016年度のプロジェクトについては、本誌第78号で報告させていただいたので詳細はご参照いただければと思う。

2016年度のプロジェクトが順調に成果を上げていた中、2018年１月、大型サイクロン「アヴァ（AVA）」が発生し、マダガスカルを襲った。トアマシナも被害を受け、前述の太陽光発電システムのソーラーパネル部分が飛散・破損し、同システムは稼働停止に追い込まれてしまった。この事態を受け、タザラ水産施設の修理修復を要請する財団宛の書簡が、マダガスカル農業畜産漁業省次官より2020年７月13日付で接到した。

４．形成調査及びプロジェクト合意覚書の締結

（１）形成調査

マダガスカル政府の要請に基づく財団からの業務指示の下、2020年７月27日から８月24日にわたり、①サイクロン「アヴァ」で甚大な被害を受けたタザラ水産施設の関連設備の現状調査及び②ソーラー発電システムの修理修復に必要な資機材と設備設置技術者の現地調達の可能性についての調査を行った。

調査の結果、修理修復に必要な資機材の調達や設置技術者の確保がトアマシナ市内で可能であることが判明した。ソーラーパネル等を取り扱っている資機材販売会社はソーラー設備の施工技術者も有しており、首都のタナーにはシステムインテグレーター[i]も存在している等、対象設備の修理修復に必要な条件が揃っており、現地調達だけでの実施工事は問題ないと判断した。

（２）プロジェクト合意覚書の締結

形成調査の結果に基づきプロジェクトの実施計画が策定され、2020年９月２日、財団とマダガスカル政府の代表者会談及び合意覚書のオンライン締結が行われた（同会談及び締結についての一連の経過は、本誌第92号に掲載。）。

合意されたプロジェクト内容は以下のとおりである。

① 太陽光発電設備の修理修復
② 組合水産施設屋根部の修繕（雨漏り対策）
③ 漁具倉庫の整備（老朽化している既存倉庫を漁具置き場として整備）
④ 組合水産施設担当者への技術指導（太陽光発電設備の保守管理指導）

ソーラーパネルの再設置と関連設備の修理修復を行うことでタザラ水産施設をサイクロン以前の状態に戻し、零細漁業者による水産施設の有効活用の促進がプロジェクトの目的であることが確認された。

５．プロジェクトの実施概要

（１）工事請負業者の選定

2020年9月15日、タザラ水産施設内の事務

i　ここでは、電気、太陽電池、パワーコンディショナー等の性能・特性を理解し、現場の状況に合わせて最適なシステムを組み合わせる高度な技術を持つエンジニアのこと。

所において入札会を開催し、現地業者３社が参加した。入札会の立ち合いには、トアマシナ水産支局長及びタザラ船主組合代表を招請した。SMCM社（Société Multi-Construction de Mada）が最安値であったことに加え、入札審査（資機材仕様、数量と実施スケジュールの確認）の結果、同社は資機材の調達や実施工事を確実に行うことができると判断したため、工事請負業者として選定し、財団に報告した。

入札価格の審査を行う。

（２）建屋修理修復工事

請負業務契約書への署名後の2020年11月９日、建築資機材のサイト搬入を開始した。建屋の修理修復工事のための現地における資機材調達が順調に進み、水産支局長、タザラ船主組合責任者及び筆者立会のもと、2021年１月11日に「自主完工検査」を実施した。結果、仕様書、計画図どおりの施工であることを確認した。

（３）ソーラーパネルと荷捌き用資機材の検品

建屋の自主完工検査に合わせて、荷捌き用資機材とソーラーパネルの検品を実施した。結果、仕様書どおりの資機材であることを確認した。空輸待ちとなっていたバッテリーチャージャーについては、サイト到着時に検品を行うことで水産支局長、タザラ船主組合代表の了解を得た。

（４）ソーラーパネルの設置と配線

ソーラーパネルの設置に際しては、サイクロンに耐えられるよう、既存の木製トラス[ii]を溶融亜鉛メッキ[iii]の軽量C形鋼[iv]で補強し、さらに盗難防止用の電撃装置を施すよう作業指示を行った。

ソーラーパネルの架台取り付け

（５）バッテリーチャージャーの設置と結線

2021年2月16日、バッテリーチャージャー引取り準備のため、陸路タナーに向かった。移動中、２月20日に大きな集会（デモ）があるので、タナーへの移動は極力控えるようにとの連絡がJICA職員から入り、水産局や機材納入業者と検討・協議した結果、トアマシナに引き返すこととした。機材納入業者には、機材の通関・引取り及びサイトへの搬送の指示を行った。

２月18日、バッテリーチャージャーのサイト到着（9:00）と同時に、タザラ船主組合責任者、SMCM社の技術者及び筆者立

ii 「トラス」とは、三角形を単位として組まれた構造形式のこと。三角形がつり合うことで、引っ張る力と引っ張られまいとする力が働き、外部からの力に対する抵抗力が高くなる。軽量でありながら形が崩れにくく、また大きな空間を確保できるという特性を持ち、材料コストも抑えられる。

iii 溶かした亜鉛に鋼材を浸し、表面にメッキを施したもの。亜鉛メッキは長期間にわたって優れた防食性を発揮する。

iv 「形鋼（かたこう）」の一種で、断面がC形になるよう成形された鋼材。

会のもと検品を行った。結果、仕様書どおりの機材であることを確認した。また、不在であった水産支局長には後日写真を提出し、検品が完了した事を報告した。

同日、バッテリーチャージャーを設置し、機器間の配線・結線が完了後にソーラー設備機器への通電を行い、全ての機器の動作確認とソーラー発電システムの確認を行った。結果、以下の不具合が発生していることが確認された。

① ソーラー発電設備が長時間通電されていなかったため設備内のシステムが消去されており、同システムの再インストールが必要となった。およそ24時間を要したが、製造元のSMA社と連絡を取りながら再インストールを完了させ、問題なく動作するようになった。

② コントローラー（ソーラー設備全体を制御するもの）及びクラスターコントローラー[v]の内部基板に湿気による損傷が発生していた。修理交換が必要となったがタナーに交換部品があり、対応することができた。

故障箇所を確認する。

（６）ソーラー設備の試運転

2021年３月２日、全てのソーラー設備機器の調整が完了し、同日午後2:00よりソーラー設備の本格稼働を開始した。本格稼働に合わせて、ソーラー設備発電量の記録とソーラー電源から市中電源への自動切換えの確認を実施した。

この作業はソーラー技術者とタザラ水産施設の設備責任者が72時間継続して行った。

結果、設計どおりのシステム稼働と発電量を確認することが出来た。

試運転開始

（７）技術移転

試運転と並行して、タザラ水産施設の設備担当者３名に実機を用いた技術移転を実施した。実施内容は、①ソーラー設備の操作方法、②日常の点検・確認事項及び③緊急時の対処方法である。

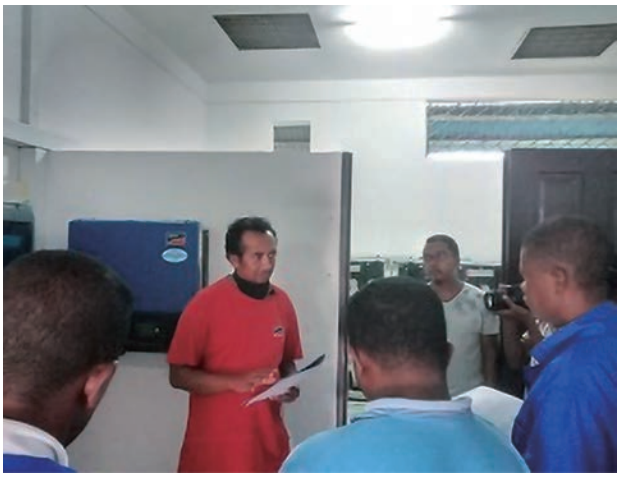

実機を用いて担当者３名に操作方法を指導する。

また、運転管理を容易にするため、モニターを使用した保守管理方法を採用し指導し

v　ソーラー設備の表示板へ現在の発電量・発電量合計・CO_2削減量の情報を送る機器。

た。これにより、バッテリー残量等の情報がパワーコンディショナーに内蔵されているデータボックスから収集され、モニターで稼働状況を把握できるようになった。さらに、緊急時にはこのモニターとタナーのシステムインテグレーターがオンラインで繋がるようになっており、適切な対処方法の指示を仰ぐことも可能である。

（８）ソーラー設備設置後の電気使用量

ソーラー電源を使用した製氷設備の24時間運転を12日間行った結果、市中電源の平均使用時間は１日あたり約５時間であった。短い期間の運転データではあるが、ソーラー電源を利用したことで、市中電源による電気使用量を80％削減することができた。

（９）完了報告

2021年３月６日、プロジェクトの完工検査を実施した。完工検査には、トアマシナ水産支局長及びタザラ船主組合責任者が立ち会った。立会検査の結果、財団が計画した機材仕様書に合致していること及び施工計画図どおりの工事が実施されたことが確認されたため、検査後、完了確認書と資機材引渡書への署名を行った。

（10）完了報告会の開催

完工検査終了後、財団主催の完了報告会をオンラインで開催した。マダガスカル側の会場には、トアマシナ水産支局員及びタザラ船主組合の役員・組合員が参加し、工事期間中のタザラ組合の協力に対し、財団側から感謝の辞が述べられた。漁業省次官の代理として発言した水産支局長からは、新型コロナウイルス感染症蔓延による制限が多くある中、計画された工期で無事工事が完了したことへの敬意と感謝が伝えられた。またタザラ組合の代表からは、ソーラー設備の再整備及び適切なメンテナンス方法の指導に対する感謝の言葉が述べられた。

報告会では、タザラ水産施設の健全な運営管理実施のため、筆者から以下①～④の「氷販売から得た収益の活用方法」の提案を行った。氷販売から得た収益は以下の目的で活用することで参加者全員の賛同を得た。

水産支局員、タザラ組合役員・組合員が参加した完了報告会

① 30％を設備機器更新のための準備金とする
② 20％を設備のメンテナンス費用とする
③ 30％を緊急時の対策費用として預貯金する
④ 残る20％を漁民サービスのための準備金とする（医薬品の常備、漁具購入時のクレジット等）

氷蔵された鮮魚

6．終わりに

新型コロナウイルス感染症の影響で様々な制約があった中、形成調査そして実施工事を無事に完工できたのは、初めての試みであったにもかかわらず、オンラインでの業務指示・業務報告で財団との意思の疎通が上手く図れたことが大きかったと感じている。また、現地業者と一緒に行った実施工事を振り返ってみると、マダガスカル国内のソーラー設備技術者の技術力の高さや、徹夜作業を３日間続けるといった勤労意欲・責任感等には驚かされる場面もあり、嬉しい誤算であった。日本の技術とマダガスカルの技術が上手くコラボレーションできたことが、無事完工出来た要因の一つではないかと思う。

今後は、水産局の監督・指導の下で、タザラ船主組合による健全な施設運営が続いていくことを強く望むばかりである。

修理修復が完了したタザラ水産施設（正面）

（水揚げ場側）

FFAプロモーションファンド 第14回合同委員会報告

融資課長　森田 孝一

フォーラム漁業機関（Pacific Island Forum Fisheries Agency：以下「FFA」という。）はオーストラリア、ニュージーランドを含む太平洋の17か国・地域で構成される国際機関である。

2008年、海外漁業協力財団（以下「財団」という。）とFFAは、FFAメンバーに対する開発支援とかつお・まぐろ資源を含む水産資源の持続的利用に係る我が国とFFAメンバー国の互恵的協力関係の強化を通じた双方の利益の実現を図ることを目的としてプロモーションファンドを設立した。

以来、プロモーションファンドは我が国が加盟できないFFAに対する長期的な協力のソースとなり、毎年財団とFFA関係者が集まる合同委員会でプロモーションファンドの目的に沿った様々なプロジェクトを採択し、FFAがこれを実施してきた。また、財団はFFA事務局のあるソロモン諸島の首都ホニアラに専門家を常駐させ、プロモーションファンドに関する業務の適切な運営を支援してきた。

２年連続オンライン開催となった2021年３月の第14回合同委員会では、財団・FFA事務局、メンバー国から４か国が参加し、2020／2021年（注：FFAの会計年度は７月～翌６月でありプロジェクトの実施期間もこれに倣う。）の活動状況、2021／2022年のプロジェクト実施計画についてそれぞれ報告・説明が行われ、活発な質疑応答を経てこれらすべてが全会一致で採択された。

残念ながら、プロモーションファンドによる活動に新型コロナウィルス感染症の拡大が多大な影響を与えており、国際会議やセミナー、ワークショップなどはオンライン開催に切り替えて実施されたが、開催自体が見送られたものもあり、予算執行の面では低調にならざるを得ず、2021年７月からの予算執行にも不確定な要素があることは否めない。その反面、渡航費用等の関係からこれまで数人しか受講できなかったセミナーをオンラインに切り替えることにより倍以上の者が受講できるようになるなど歓迎すべき点もあり、オンラインでの会議やセミナーが普及した今後は対面・オンラインの上手な使い分けも必要になってくるのかもしれない。

合同委員会で報告されたプロジェクト活動については誌面の都合上、一つ一つの詳細を述べる余裕はないが、今回印象的だったプロジェクトを一

ソロモンFFA事務局メンバー（写真左から3人目が川本専門家）

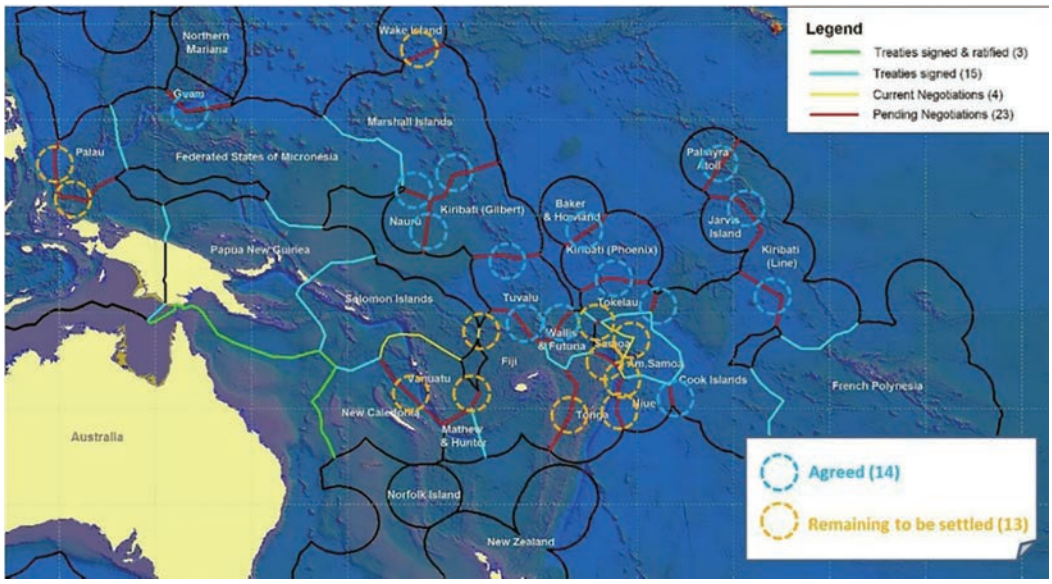

確定された14か所の海洋境界線　　出典：Fig. 10, Report of the Japan Promotion Fund (JPF2008-18)

つだけ紹介したい。

それは「海洋境界画定支援プロジェクト」である。これは2011／2012年に初めて採択されて以降、現在まで毎年実施されてきたプロジェクトであり、それだけメンバー国のニーズ・評価とも高いものである。FFAによれば画定が保留されている境界は複数あり、それはメンバー国間のものもあればメンバー国と非メンバー国間のものもあり、いずれも時間をかけて議論し解決していく他ないとのことで、希望するメンバー国への海洋境界画定に関する法的な助言を行う専門家の派遣、FFA事務局の法務チームによるこの分野の専門会合への参加といった活動が中心である。昨年採択されたReport of the Japan Promotion Fund（JPF2008-18）によれば、これまで14か所の境界線が確定されたと報告されている。

この活動はメンバー国の排他的経済水域に入漁する我が国漁船の安全操業にもつながることから、我が国にとっても関心のあるものであり、毎回の合同委員会で常に最新の境界情報を日本側にも提供するようFFA側に申し入れている。

この海洋境界画定支援プロジェクトであるが、近年は地球温暖化による海面上昇の海洋境界に与える影響が重要視されており、2020／2021年にはFFA事務局がこの分野の国際会議に参加した他、今後は国際法の専門コンサルタントを雇用し、海面上昇と海洋境界に関する太平洋島嶼国の立場についてまとめたペーパーを作成することとしている。

現在の国連海洋法条約では、排他的経済水域の起点は自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にある「島」であり、これが人間の居住または独自の経済的生活を維持することのできないものとされる「岩」とみなされた場合は、排他的経済水域が主張できなくなる可能性がある。メンバー国の大半は自国排他的経済水域に入漁する外国漁船からの入漁料収入が国家収入の柱となっている国もあることから、この問題は、海面上昇による国土の浸食という問題とともにメンバー国にとって深刻かつ切迫した問題であると思われる。

従来の活動とは異なる切り口ではあるが、今後、プロモーションファンドの活動として重要さを増していく可能性があると感じたのでここに紹介した次第である。

次回第15回合同委員会こそは2022年２月にホニアラにて対面で開催することを約束した。新型コロナウィルス感染症に関しては先のことはまったく分からないが、３年振りに関係者がホニアラで再会を果せることを信じて融資課一丸となって対応する所存である。

国際交流の経験から学んだこと

総務課　小島 千佳

1．はじめに

私は2021年４月１日付けで海外漁業協力財団（以下「財団」という。）に採用された。総務部総務課に配属され、担当業務を学びつつ業務に励んでいる。大学卒業後の進路を決めるにあたり、諸外国とつながりのある仕事に携わりたいと考えていた。また、水産系の大学に通っていたこともあり、海外で漁業協力を行う財団に興味を持った。大学では水産物の安定的供給の大切さを学んだため、諸外国への経済支援・技術支援を行い我が国漁船の海外漁場を確保するという財団の方針に共感し、入団を決めた。大学や就職先を選ぶにあたり、自身の過去の経験がそれぞれに大きく起因していると考え、本稿ではこれまでの経験について述べていく。

2．国際交流の経験

初めて海外へ渡航したのは小学校三年次である。祖母と兄とギリシャ共和国へ訪れた。言葉や文化、人など様々なものに興味を持ったことを今でも覚えている。中学校では学校が主催する国際交流体験プログラムに参加した。

オーストラリアでの学生との交流（筆者は左から２人目）

オーストラリアで二週間のホームステイを経験しつつ現地の中学校に通ったが、共に授業を受けたクラスメイトは日本人であったため、現地の人に交じって授業を受けたいと思っていた。また、二週間のホームステイでは物足りなさも感じていた。そこから更に海外に興味を持ち、長期で訪れたいと考え、高校を一年間休学しアメリカ合衆国への留学を決意した。

3．アメリカ合衆国での交換留学

高校二年次にロータリークラブの青少年交換プログラム(2014年～2015年)に参加した。本プログラムはホストファミリー宅に滞在しながら一年間現地の高校に通うという内容だった。日本の文化を伝え海外の文化を持ち帰る「小さな親善大使」としてアメリカ合衆国のニュージャージー州に派遣された。現地の高校に通ったことが特に印象的で、日本人が周りにいない環境に初めは少し困惑したが、それ以上にその環境を楽しんだ。自発的に行動をしなければ友達を作ることが困難だと考えていたため、サッカー、バスケットボール、ラクロスの部活に所属した。その結果、多くの学生と交流でき、毎日共に練習し、試合に参加した経験は今でも忘れられない思い出である。

また、本プログラムではアメリカ合衆国に来ている他の交換留学生たちと交流する機会が多くあった。フィラデルフィア、ニューヨークへの観光や、ボランティアに参加するなど共に様々な活動をし、仲を深めることができた。

交換留学時 ラクロス部の皆と（筆者は後列左から5人目）

4．海洋に関する興味の芽生え

留学先の高校では、数学や歴史などの基礎教科に加え、いくつかの授業を選択することができた。その中で、もともと海や生物に興味があったことから海洋学を選択した。この授業で日本のイルカ漁や捕鯨についての動画を見る機会があった。鑑賞後、クラス内で討論を行い、捕鯨についてどう考えるか意見を求められたが、当時の私は本問題についての知識が乏しく満足のいく回答ができなかった。自分の意見を言えずに悔しい思いをしたことから捕鯨問題等、日本と海外との間にある国際的な問題に興味を持ち始めた。その中でも留学先での印象が強く、特に捕鯨問題に興味を持ち更に学びを深めたいと考え、東京海洋大学への進学を決めた。

5．大学での生活

高校卒業後、東京海洋大学の海洋政策文化学科に進学した。この学科では社会・人文系の側面から海洋をめぐる問題を総合的に学ぶことができた。具体的には海洋健康科学、教育、経済学、国際関係論、食料問題、法学、マリンスポーツ、メディア論等である。特に印象的だった授業に魚食文化論がある。日本の魚食文化について学び、近年では魚離れの進行が深刻化していることを知った。魚食を守っていくことの大切さ、そのために日々奮闘されている方々がいることを知り、日本国内での水産物の安定的な供給はとても大切であると感じた。

留学生たちとの交流（筆者は右から３人目）

また、課外活動として素潜り・魚突きを行うサークルに所属した。夏季休暇では大島や三宅島等の伊豆諸島に、春季休暇では小笠原諸島に訪れ活動をしていた。海に潜ること、魚を突くこと、突いた魚を捌くこと、全てが初めてのことだったが、この経験から更に海が好きになった。

そして大学三年次から国際海洋政策研究室に所属し、捕鯨問題とメディアの関係性について研究を行った。具体的には、アメリカ合衆国のメディアにおける捕鯨に関する報道を収集し、解析ソフトを用いて言葉の出現傾向等を明らかにして、日本の捕鯨がこれまでどのように報道されてきたかについて研究を行った。捕鯨問題については国際関係論の授業や研究室のゼミで様々なことを学んできた。日本が2019年に国際捕鯨委員会（以下「IWC」という。）を脱退した後、アメリカ合衆国の報道に変化が見られた。一方的に批判するだけでなく、一部公平性のある報道がみられたことから、反捕鯨国であるアメリカ合衆国では、捕鯨の中でも特に南極海で行われてきた調査捕鯨に対して強く批判をしていたのではないかと考えた。IWC脱退を機に、日本は自国の排他的経済水域内で商業捕鯨を行うようになったが、南極海での調査捕鯨は停止した。そのため、反捕鯨国の反応がこれまでとは変わる可能性があると考えており、今後も動向を追っていくつもりである。

6．さいごに

好奇心が旺盛で興味を持ったことに対してまず挑戦してみるという気持ちでこれまで物事に取り組んできた。財団においても向上心を持ち、何事にも果敢に取り組んでいきたい。

三宅島での魚突き（写真左：タカノハダイ、写真右：ホウライヒメジ）

大学での経験と今後の抱負

交流促進課　田代　碧

1．はじめに

私は2021年４月１日付けで財団に採用され、事業部交流促進課に配属された。大学では言語文化学部に在籍し、フィリピン語（タガログ語）を専攻した。大学３年次にはフィリピン人の海外就労についての関心から、約１年間ハワイ大学マノア校への留学を経験した。本稿では、自己紹介を兼ねて、これまでの経験と、今後の抱負について述べる。

2．フィリピン共和国について

（1）ハロハロな言語と文化

まず私が大学で専攻していたフィリピン共和国（以下「フィリピン」という。）の言語と文化について紹介したい。日本でも人気のかき氷風デザート「ハロハロ」は、常夏フィリピンの代表的なデザートである。「ハロハロ」はフィリピン語で「ごちゃまぜ」という意味で、その名のとおりアイスクリームや小豆、芋、ナタデココなどをごちゃごちゃに混ぜて食べるかき氷である。様々な文化が混ざり合ったフィリピンの言語と文化の特徴は、このハロハロにしばしば例えられる。

ごちゃまぜにする前のハロハロ

言語もハロハロである。例えば、フィリピン語の「お元気ですか？」は「Kumusta（クムスタ）？」である。これはスペイン語の「コモエスタ」から来ており、蚊取り線香は日本語から「Katol（カトル）」と言う。また、フィリピン語の語彙が限られているため、フィリピン人との実際の会話では英語由来の単語も頻繁に飛び交う。日本語でもカタカナ語を全く使わずに話すと不自然になってしまうように、フィリピン語においても外来語を全く使わないと、古風な雰囲気になってしまう。

フィリピン語を専攻していると言うと、「タガログ語とフィリピン語は同じ言語なのか？」と聞かれることがよくある。実質的にはほとんど同じだが、歴史的・政治的なニュアンスの違いがある。フィリピンには7,000もの島があり、110を超える言語が話されている。またそれぞれの地方語は方言レベルの違いではなく、文法や語彙が全く異なっている。ではフィリピン語とは一体何なのか。フィリピン語は憲法で定められた「国語」を意味し、タガログ語は、その基礎となった言語を指す。フィリピンは300年以上スペインの植民地であり、その後40年以上アメリカに支配された。また、第二次世界大戦中に一時的に日本にも占領され、1946年にようやく独立を達成した。独立後、民主主義の気運が高まった1970年代に、全国で話される地方諸語の要素を取り入れ、全フィリピン人に受け入れられる公用語を制定するために、政治の中心であったマニラ周辺で話されるタガログ語が国語のベースに採用された。しかし実際は、フィリピ

フィリピン語専攻の友人と（筆者は一番左）－民族衣装も実に多種多様である－

ン語は８割のタガログ語と、２割の外来語・借用語[i]で構成されている。そのため、フィリピン語は、実質タガログ語とほとんど同じ言語なのだが、フィリピン人全体に配慮した呼称なのである。したがって私もフィリピン語と呼ぶようにしている。

（２）フィリピン語の世界を覗く

フィリピン語の基礎になっているタガログ語の「タガログ」には、「川に住む人」といった意味がある。そのためフィリピン語は「川」や「海」に関する表現が豊富で、フィリピン人の精神世界はそういったものととても近いようである。

「眠ったエビは流れにさらわれる」というフィリピン語の表現がある。これは大学の授業中に居眠りをしていた時に、フィリピン人の先生に言われた言葉である。「周りをよく見ていないと置いていかれるよ」という意味でフィリピン人がよく使う表現なのだが、フィリピン人にそう言われると、本当に眠っているエビの姿が想像できるから不思議である。また、浮気をすることを「２つの川を渡っている」と形容するのだが、この表現も私のお気に入りである。

また、入団後に漁業に関する本を読んで知ったことだが、マグロなどの回遊魚が集まる浮魚礁のことを、パヤオと呼ぶらしい。これはフィリピン語の単語で筏を意味するパヤオ（Payao）に由来しており、やはり海は繋がっているように感じ、嬉しい気持ちになった。今後も水産を勉強する中で、フィリピン語に遭遇するのが楽しみである。

３．国際交流の経験

（１）アメリカへのホームステイ

私は幼い頃から多様な文化や価値観に触れて育ってきた。両親は、ともに青年海外協力隊に参加し、ホンジュラス共和国に赴

i　外来語は、外国語の音とアクセントがほぼそのままの形で取り入れられたもの。それに対して借用語は、取り入れられた語がその言語に同化し、日常語化して使われるようになった単語や言い回しのこと。

任していた。家には中南米やアフリカの雑貨や絵画がたくさんあったことを覚えている。地質調査の仕事で海外出張が多かった父と、多様な価値観に寛容な母の姿を見て、漠然と外国の文化や言語に興味を持つようになった。中学２年生の夏休みには、初めて海外に行った。アメリカのペンシルベニア州で、アーミッシュ[ii]という現代文明を拒むプロテスタントの家庭にホームステイをした。そこでは小さなコミュニティで助け合いながら、電気を使わず、馬車で移動し、食糧を自給自足する生活を１ヶ月体験した。そこでの体験は、生き方も友達も住む場所も、「世界は広い」ということを私に教えてくれた。

（２）ハワイ大学への留学

大学では、日本にいながら話す機会があるアジアの言語を習得したいと考え、フィリピン語学科を置いている東京外国語大学に進学した。フィリピンは地理的に、日本に最も近い国の一つであり、在日フィリピン人の数は約28万人と、在日外国人の中で第４位である（2020年６月末現在、法務省出入国在留管理庁調べ）。フィリピンにルーツを持つ子供の教育支援ボランティアや、フィリピン人看護師の生活支援ボランティアを何度か経験し、日本におけるフィリピン人への支援の不十分さを実感することも多かった。

大学３年次の秋からは、ハワイ大学マノア校に交換留学をした。日本でフィリピン人との交流を続けていく中で、日本の様々な受け入れ制度について学んだ私は、「移民の国」アメリカでは、どのような受け入れ制度が施されているのかを学びたいと考えるようになった。つまり私の研究対象は、在日フィリピン人だけでなく、在米フィリピン人にまで広がった。そして、アメリカの中でもフィリピン人が特に多いハワイ州に留学することを決めた。現地では、アジア太平洋研究学部（School of Pacific and Asian Studies）に在籍し、フィリピン語の語学の授業と、英語で行われるフィリピン系移民、日系移民についての授業を中心に履修した。授業では、ハワイにおける先住ハワイ人を優遇する社会経済支援制度の問題点や、増加するハワイのホームレスの人種構成における移民の割合について扱った。

留学中に週3回は食べていた生命線「ポケ」
（魚介類などをぶつ切りにして調味料で和え、丼やおかずとして食べるハワイのソウルフード）

留学生活では、学業以外でも色々な経験をした。週末はハイキングに行き、釣りやシュノーケリングをし、タロイモ畑で泥にまみれるなど、ハワイの豊かな自然を堪能した。一方で、真珠湾やハワイ王朝の宮殿などにも足を運び、ハワイの歴史や文化への理解を深めた。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で途中帰国となってしまったが、留学生活を振り返ってみると、フレンドリーで議論が好きなアメリカの学生たちと一緒に勉強した日々は忘れがたい貴重な経験となった。

ii　アメリカ合衆国のオハイオ州・ペンシルベニア州・中西部などやカナダのオンタリオ州などで自給自足の生活を送るドイツ系移民のキリスト教一派のこと。現代技術の導入を拒み、電化製品もほとんどない生活を送っている。

4．入団後の感想と今後の抱負

財団で飛び交っている漁業に関わる用語は、私にとっては聞き慣れない外国語のようなものである。タガログ語のことをフィリピン語と呼ぶことが、フィリピン人への配慮や、歴史への理解を示すように、漁業に関する専門用語にも多くの配慮や価値観や主義が集約されているのだと日々感じる。

入団から約１ヶ月が経ち、まだまだ漁業や水産について基本的なことから勉強することばかりの毎日はとても刺激的である。業界において財団の担っている役割や、事業の社会的インパクトの大きさなどを少しずつ理解してきているところである。私は交流促進課で研修生受入事業を担当することになった。新型コロナウイルスの感染状況に伴う出入国に際しての様々な規制について、今後の行方が不透明であり、先が見えない状況ではあるが、無事に研修生を迎え入れ、研修を円滑に行えるように、臨機応変に対応できるよう努力していきたい。そして、周りの方々をよく観察し、色々な経験を積み、私ならではの視点を持って財団に貢献できるよう努めたい。

フィリピン・マニラ湾の夕日

主な動き　対象期間　2021年２月～2021年４月

地域水産物新規流通発掘調査事業

支援委員会の開催

第４回 支援委員会	３月８日

専門家派遣（長期派遣・2021年４月30日現在）

地　域	国名・機関	担当業務	氏　名
太平洋	キリバス	持続的利用の助言	左近充　浩一
	ソロモン		小松　徹
	ソロモン（FFA）	まぐろ産業振興の助言	川本　太郎
	ツバル	持続的利用の助言	持田　貴雄
	ナウル		
	パプアニューギニア		五十嵐　誠
	パラオ		與世田　兼三
		シャコガイ養殖指導	曽根　重昭
	フィジー	巡回普及指導	畑野　実
	マーシャル	持続的利用の助言	野原　稔和
アフリカ	カメルーン	持続的利用の助言	小木曽　盾春
	タンザニア		長谷　宏司
	モロッコ（ATLAFCO）		石川　淳司

政府ベースの漁業協力

無償資金協力

ミクロネシア連邦	水産海事学校能力向上計画	4月8日

外務省のホームページに「国別約束情報」が掲載されています。
URL（アドレス）は *https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html* です。

Web会議

国　名	事　業　名	所　属	氏　名	月　日
パラオ共和国	令和２年度地域水産開発調査事業のうち地域漁業課題抽出事業	農林水産省 水産庁 一般社団法人マリノフォーラム21	花房 克磨 坂本 孝明 山田 洋輔 渡邉 英直 嵯峨 篤司 辻 あすみ	2月9日
パラオ共和国	令和２年度地域水産開発調査事業のうち地域漁業課題抽出事業	水産庁 一般社団法人マリノフォーラム21	坂本 孝明 松 島　彩 渡邉 英直 嵯峨 篤司 相 馬　葉	3月31日

漁業交渉・国際会議（プレスリリース）

発 表 日	タ イ ト ル
２月25日	「北太平洋漁業委員会（NPFC）第６回年次会合」の結果について
４月５日	「日ロさけ・ます漁業交渉」の結果について

水産庁のホームページに「報道発表資料」が掲載されています。
URL（アドレス）は *https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/* です。

競争参加者の資格申請に関する公示

2019、2020及び2021年度において公益財団法人海外漁業協力財団の競争参加者資格を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示いたします。

公益財団法人海外漁業協力財団
融資部長　細川　明快

1．申請者の業種区分

業種名	営業品目名
(1)製造販売	1）事務用機器　2）家具　3）光学機器　4）電子･電気･通信機器 5）計測機器　6）厨房　7）医薬品　8）医理化学機器　9）輸送用機器 10）水産･漁業用機械（漁具を含む）11）船舶･船舶搭載機器　12）その他
(2)販売	1）事務用機器･文房具及び家具　2）光学機器　3）電子･電気･通信機器　4）厨房 5）医薬品　6）医理化学機器　7）輸送用機器　8）百貨店　9）総合商社 10）水産・漁業用機械（漁具を含む）　11）船舶・船舶搭載機器　12）その他
(3)印刷・出版	
(4)翻訳	
(5)映画・広告	1）映画･ビデオ･スライド製作　2）広告　3）写真撮影　4）その他
(6)サービス	1）旅行業　2）運送業（梱包･発送等含む）　3）ビル管理･清掃等各種保守管理 4）リース業　5）コンピューターサービス　6）その他
(7)保険	
(8)建設工事	
(9)設備工事	1）電気関係設備工事　2）暖冷房給水排水衛生設備工事　3）冷凍･冷蔵等設備工事 4）船舶設備工事　5）その他
(10)一般ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ	1）委託調査　2）建設設計　3）測量　4）その他
(11)その他	

2．申請受付と資格付与の時期

随時申請を受付けています。なお、競争参加資格の付与まで2週間程度を要します。

3．申請書及び必要書類

（1）申請者は、当財団ホームページ（*http://www.ofcf.or.jp/*）内の「申請書作成要領」に基づき「競争参加資格審査申請書」（様式第1号）を作成し、次に掲げる書類を添付のうえ、郵送若しくは持参してください。なお、提出いただいた申請書類は返却いたしませんのでご承知願います。

1）経歴書（営業の沿革、営業所、海外支店等一覧、業務組織、役員及び資本等）
2）定款又はこれにかわるべきもの
3）財務諸表
4）登記簿謄本又は戸籍謄本
5）納税証明書
6）印鑑証明書
7）使用印鑑届
8）委任状（支店･代理店が申請する場合に提出）
9）その他

なお、官公庁の「競争参加者資格審査結果通知書」(写)を添付する場合は、前頁４)、５)及び６)の添付を省略することができます。

（２）申請用紙及び作成要領の入手と提出先

１）入手方法：申請書作成要領及び申請用紙は、財団ホームページ(*http://www.ofcf.or.jp/*)の「お知らせ」内よりダウンロードできます。

２）提 出 先 ：公益財団法人海外漁業協力財団 融資部 業務支援課
〒105-0001 東京都港区虎ノ門３－２－２　虎ノ門30森ビル５階
Tel : 03-6895-5382 Fax : 03-6895-5388

４．申請及び競争に参加できない者

（１）契約締結能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者

（２）競争参加資格審査申請書(添付書類を含む)に虚偽の記載をした者

（３）次の１)から５)の一に該当する者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む)でその事実があった後２年を経過しない者

１）契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

２）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

３）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

４）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

５）正当な理由がなく契約を履行しなかった者

５．競争参加資格の審査

「公益財団法人海外漁業協力財団 競争参加者等資格審査事務取扱要領」に従い、競争参加資格審査申請書及び添付資料の審査を行います。

６．審査結果の通知

（１）審査後「等級決定通知書」により、結果を通知します。
なお、「随意契約」のみの登録申請の方は、受付審査をもって登録者とし、通知はいたしませんのでご承知願います。

（２）「等級決定通知書」の郵送用として封筒(長３版)に84円切手を貼付し、宛先（郵便番号、住所、部署名、担当者名)を明記のうえ、申請書に添えて提出してください。

７．資格の有効期間

資格の有効期限は、資格付与日から2022年３月31日までです。

８．入札の公示

一般競争入札案件については、財団ホームページ及び事務所掲示板に公示します。

◎ 貸付制度について

財団は、我が国漁業者等が海外の地域で、沿岸漁業等の開発振興、国際的な資源管理の推進、現地合弁法人の設立等の海外漁業協力事業を行う場合、これらの漁業者等に対してその事業に必要な資金について融資を行っています。貸付対象、資金の種類等は次のとおりです。

1．貸付対象となる事業

実施する海外漁業協力事業が次に該当することが必要です

(1) 我が国海外漁場の確保との関連において行われるものであること
(2) 我が国への水産物の安定供給との関連において行われるものであること
(3) 政府の支持のもとに行われるものであること
(4) 関係水産団体の支持態勢がととのっていること

2．貸付対象者

本邦法人、本邦人、本邦法人等の出資に係る現地法人、国際機関

3．資金の種類等

(1) 無利子融資［手数料 年0.5％以内、償還期限 30年以内（うち据置期間5年以内）］

① 海外の地域の沿岸漁業開発及び国際的な資源管理の推進等に寄与するための協力事業で、

(ｱ) 海外の地域の政府、現地法人等に施設等を譲渡するために必要な資金
(ｲ) 海外の地域で行う事業に必要な資金で、相手国政府、現地法人等に貸付けるために必要な資金
(ｳ) 海外の地域で行う開発可能性調査その他の技術協力に必要な資金
(ｴ) 入漁との関連で相手国に支払う漁業協力金等

② 現地法人の設立等海外投資により行う事業で、その効果が主として周辺の住民生活向上に寄与すると認められる事業に必要な資金等

(2) 低利融資［利率は市場実勢に応じて、円貨の場合は年0.6％以上、外貨（米ドル）の場合は 年1.0％以上、償還期限20年以内（うち据置期間5年以内）］

海外の地域において現地法人等の設立等海外投資により行う協力事業で、

① 現地法人等に出資し、又はその株式を取得するために必要な資金
② 本邦法人等の出資に係る現地法人等に貸付けるために必要な資金で、設備資金その他長期資金に充てられるもの
③ 本邦法人等の出資に係る現地法人等に出資しようとする海外の地域の政府、現地法人等に対して、これに要する資金を貸付け又は施設等を譲渡するために必要な資金等

4．融資割合

原則として海外漁業協力事業の実施のために必要な資金の70％相当額

5．担保・保証

ご相談のうえ決定します

公益財団法人海外漁業協力財団 融資部 融資課
電話：03-6895-5382　Fax：03-6895-5388

編集後記

発 行 人

気候変動に関する国際会議で海洋が脚光を浴びてきている。人間活動による温暖化ガス排出増加は、海水温や海流の変化、海面上昇、海洋酸性化等により沿岸及び海洋生態系に悪影響を与える。「IPCC Special report on the Ocean and Cryosphere」によれば、漁業は気候変動の影響を最も受ける分野の一つである。

第25回国連気候変動会議（COP25）が開催を求めた「Ocean and Climate Change Dialogue」が、2020年12月、バーチャルで開催され、対策の強化を図るため、締約国やNGO等が温暖化の影響の緩和策や適応策について意見を交換した。48の意見書のうち、上位5項目は以下のとおりである。

①地域及び地球レベルでの協力の促進（意見数21）
②科学的調査の推進（同17）
③ブルーカーボン生態系（マングローブ、藻場干潟等）の保護及び回復（同16）
④自然ベースの解決法（Nature-based solutions：NBS）（同15）
⑤漁業、養殖業及び食材転換（同13）

このうち①～③については詳細な説明は不要だろう。国際自然保護連合（IUCN）が定めるNBSの定義は、「人類の福祉と生物多様性から得られる利益の双方を提供するため、社会的な難題に有効かつ順応的に取り組むという方法で、天然及び修正された生態系を保護し、持続的に管理し、復旧する行動（仮訳）」である。例えば、海岸に面したホテルが、マングローブの移植を通じて海岸線を保全し海水による施設の浸食を防ぐというようなことである。

最後の項目は、まずは、資源や生態系の気候変動に対する回復力を高めるために漁業や養殖業を持続的なものにしっかり管理するというものである。例えば、IUU漁業の撲滅や、気候変動の影響下で持続的な生産を確保するための漁業管理の改善が求められる。一方「食材転換」は、例えば、陸上起源たんぱく質を、より少ない温暖化ガス排出で生産可能な天然海産物にシフトすることであり、これらは大いに推進すべきである。

本号で紹介したECO-冷媒プロジェクト（21頁～）は、オゾン層の破壊の抑制に資するするものである。また、マダガスカルにおけるプロジェクト（25頁～）も太陽光という再生可能エネルギーを活用したものである。規模は小さいが、それぞれ気候変動対策に貢献する。日常生活においても環境への配慮を心掛けたいものである。

海外漁業協力　第95号

発行人　遠藤　久
編集人　細川 明快
発行所　公益財団法人海外漁業協力財団
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3丁目2番2号
虎ノ門30森ビル
(TEL)　総務部　(03) 6895-5381
融資部　(03) 6895-5382
事業部　(03) 6895-5383
(FAX)　(03) 6895-5388
(URL)　http://www.ofcf.or.jp/
印刷所　NPC日本印刷株式会社

©OFCF 本誌掲載記事の無断転載を禁ず

付近略図

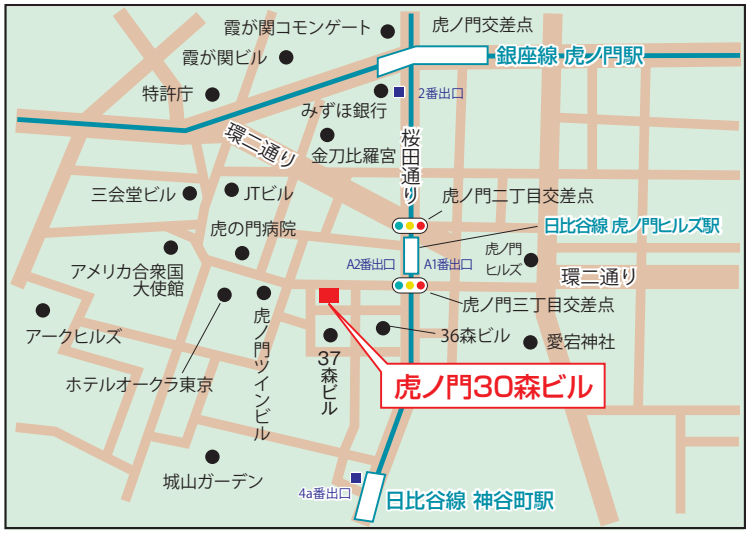

刊行：2021年6月

裏表紙の写真：公設市場で売られるバリエーションに富んだ燻製魚（パプアニューギニア独立国　マヌス島）

現地で獲れる魚は、島外から仕入れた食料品に比べて新鮮かつ安価であり、庶民の食卓に欠かせない。燻製魚は鮮魚よりも保存がきくこともあり、人気があるようだ。バナナやタロイモ、ヤム等と一緒に食べる。

No. 95

Overseas Fishery Cooperation Foundation of Japan